

---

---

平成23年第1回大和町議会定例会会議録

---

---

平成23年3月10日（木曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

出席議員（17名）

1番	藤 卷 博 史 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
2番	松 川 利 充 君	12番	上 田 早 夫 君
3番	伊 藤 勝 君	13番	大 友 勝 衛 君
4番	平 渡 高 志 君	14番	中 川 久 男 君
5番	堀 籠 英 雄 君	15番	中 山 和 広 君
6番	高 平 聡 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
7番	秋 山 富 雄 君	17番	大 崎 勝 治 君
8番	堀 籠 日出子 君	18番	大須賀 啓 君
9番	馬 場 久 雄 君		

---

欠席議員（1名）

10番	浅 野 正 之 君
-----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善 春 君
副 町 長	千坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務 まちづくり 課長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会計課長	浅野 雅 勝 君
財 政 課 長	千坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬戸 啓 一 君	総務 まちづくり 対策官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬戸 正 志		

## 【議事日程】

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「一般質問」

- ・高平 聡 雄 議員
- ・馬場 久 雄 議員
- ・松川 利 充 議員
- ・藤巻 博 史 議員
- ・桜井 辰太郎 議員

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

会議を開催する前に、昨日発生いたしました地震について、総務まちづくり課長から報告があります。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

おはようございます。

昨日、11時45分ごろ発生をしました地震につきまして、町の状況についてご報告させていただきます。

大和町の震度につきましては3でございました。

11時50分に直ちに町内全域に防災大和広報を通じて、「余震にご注意ください。」の放送を流したところでございます。

11時50分、災害警戒本部を立ち上げをし、直ちに町内5班体制で施設関係のパトロールに、被害状況の調査に向かわせておったところであります。さらには、町内の保育所、児童館、各小学校、中学校ほか、まほろばホール、ひだまりの丘等の町内各施設に対しまして、電話での被害確認を行ったところであります。

12時50分に警戒本部の第2回目の開催をし、町内の状況について報告を

受けましたが、先日の議会で申し上げたとおり、12時50分の段階では被害がないとのことでした。

16時00分に第3回の災害警戒本部を開催をし、その後の状況について確認をしたところ、町内の施設、道路関係からの被害についてはなしとの報告があったところであります。

16時10分に災害警戒本部を解散をし、各関係課被害状況のさらに情報収集に努めるところでした。

今朝ほど、6時20分ころでしたでしょうか、余震、強い地震があったのですが、大和町では震度2でありました。その後の状況につきましても、町内の私立の幼稚園、また保育園関係についても被害がないと報告を受けているところであります。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ただいまから、本会議を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番鶉橋浩之君及び12番上田早夫君を指名します。

---

---

### 日程第2「一般質問」

議長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

昨日からの地震、各位大変ご苦労さまでございます。引き続き警戒の方、

よろしく願いいたします。

また、町民の方々に災害等大きな被害がなかったように承っておりますので、これ以上何もないことを願っております。

それでは質問をさせていただきます。

最初に、新公会計制度の導入と「監査委員事務局における公認会計士の必要性」についてということで、お尋ねをいたします。

自治体が採用している現在の会計は現金主義、単式簿記で単年度主義という形で行われております。

この会計の目的は、まず与えられた予算をその年度内にきちっと使ったか、このことを私たちの議会に報告するということが、まずは大きな役割なのかなと思っております。

しかし、自治体の決算状況はどのサービスにどのくらいのお金が使われたかというのはわかりますが、人件費や光熱費などの内容はすぐにはわからないと。また、資産や負債、この現状も正確に把握できないというような課題が、過去から何度か指摘をされてこられています。現在の資産、負債状況がきちんと把握できるように、またよく言われる費用対効果が明確になるよう、現在の会計方法に加えて、企業会計の手法を導入するという会計改革が現在進められております。

総務省は、2006年4月に研究会を設置し、基準モデルと総務省方式会計モデルを公表いたしました。

今回の改革は、これとは別に公共団体の財政の健全化に関する法律、これも加わり、今までの決算資料からバランスシートを作成するだけでなく、資産や負債をきちんと把握して、財務データを詳しく把握することを目的としております。

こういった方針に従って、大和町においても23年度までに複式簿記・発生主義会計の考え方を加味した、新公会計制度を導入し、町民に対する財務情報のさらなる開示と効果的な財政運営を推進するため、21年度、22年度と2年の準備を重ねておられるという状況のようでございます。

昨年度予算1,000万円の使途内容と事業の進捗状況、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

自治体の財政が厳しい折、監査の重要性はこれまでに増して高まっております。

監査には財務に関する事務の適正執行を各課単位で実施する定期監査、施工中の工事監査、町が出資する財政支援団体監査がございます。監査委員の指示によって事務局の職員は法律に基づき適正に支出されているか、あるいはチェック体制が整っているかを調査をし、監査委員に提出をされております。しかし、前段で述べた新公会計制度という新たな手法の導入も踏まえて、より事務量が増大するという懸念がありますし、現在の地方自治体、特に町村の監査委員事務局については、人材面からの課題等もあって、体制として万全と言い難い状況も言われておりますし、また現実に町長部局からの定期異動等に相まった職員が入れかわるということについても、果たしていいのだろうかという意見も多く出されて指摘されておるところであります。監査の実務と他の職員の監査技術の向上、こういったことを目的に、この際公認会計士の配置は必要ではないかと、私は考えるところではありますが、所見を伺わせてください。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

おはようございます。

それでは、本日の一般質問、高平議員の質問にお答えしたいと思います。

新公会計制度に関するご質問でございましたが、最初に現在要請されております新公会計制度改革内容でございますけれども、夕張市問題から個々の自治体財政状況に注目されるようになったことを受けまして、行政の信頼確保と情報開示の徹底、地方分権改革の推進、自治体財政健全化法の成立、自治体や外郭団体に対する金融機関の目線の変化、資産・債務改革を目的に従来の現金主義・単式簿記主体の会計システムに対しまして発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入するものでございます。

結果として作成を求められている書類につきましては、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表となっております。その作成手段といたしまして、総務省では基準モデルと総務省改定モデルの2種類を提示しておるところでございます。

また、必ずしもこの2種類に限定されるわけではなくて、東京都や大阪

府では独自の方式での作成検討が行われ、さらに国際基準との整合に関する意見等や、全国統一での比較基準となっていないなどの課題を内包している現状でございます。また、作成する期限につきましては、平成18年の総務省事務次官通知で、町村は平成23年度までとされたものでございますが、平成19年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行に関連しまして、平成21年度までに作成することに意義があると修正されたものでございます。

こうした経過を受けまして、本町では採用モデル検討の結果、基準モデルでの作成といたしまして、平成21年度に緊急雇用交付金を活用いたしまして、財産台帳の作成をいたしました。また、平成22年度も一部緊急雇用交付金を活用しまして、財務書類4表の作成、これは493万5,000円でしたが、とあと公会計ソフトの導入、これが515万6,000円ということでございますが、この二つを進めておるところでございます。今年度の委託期限は3月20日としてありまして、進捗状況につきましては約9割の進捗となっております。残す部分は諸表の微調整と連結作業、黒川行政とでございますが、連結作業となっております。

次に、公認会計士配置に関する件でございますが、議員ご意見にもありましたように、今後公共団体の会計システムのすべて複式簿記に改めるのであれば、職員検査も含めて公認会計士配置や研修も必要であると考えております。現時点での改革内容につきましては事務実態は個々の伝票すべてを発生段階から複式簿記での仕分けを行った結果を積み上げるのではなくて、決算データや統計データの活用と、また現行伝票の一部を導入システムによりましてバッチ変換させる内容となっております。本格的な企業会計仕分けまでの予定となっていないところでございます。仮に先行して仕分け実施とした場合は、現在の財務会計システムの再構築、伝票等の切りかえや職員研修等大きな負担が見込まれるものでございまして、このことは全国統一基準での比較可能な方法と、総務省の目指す姿が見えない中での投資にもなってしまいます。そのため、当面は22年度導入システムの運用、一部伝票の仕分けアドバイスを受け、さらに作成された諸表から見える内容分析、公表に対する指導を予定しているところでございますので、現時点では公認会計士の配置までは予定していないところでございます。以上です。



議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

まず、この新公会計制度の方なのですが、今のお答えの中からですと、大きく二つの手法のある中で基準モデルの方を選択したと、検討した結果だということであります。検討して基準モデルにしたということですが、大きく違いというのは何なのでしょう。それで、なぜ、その中から基準モデルを選択なされたのかお聞かせをください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基準モデルと、総務省改正モデルの違いでございますけれども、これメリット、デメリットがそれぞれにございまして、町の方で制度を改革するときに検討する資料がございまして。その中で、基準モデルにつきましては、これは貸借対照表を固定資産台帳に基づいて作成をするという基本がございまして。そのことによって、スタートが固定資産台帳を基本のをつくるということがあります。ここでスタートするわけでございますけれども、メリットといたしましてはデータが台帳に基づいておるものでございましてから、非常に細やかといいますか、そういった部分があります。また、一度つくってしまいますとその台帳をもとにしますから、年々こうやっていく場合に継続性とかそういったものについて、継続性の中でやれるということ、予算編成のシミュレーションもこれは可能になるということがございます。

ただ、デメリットといたしましては、仕分けを取り引きごとに行う必要があると、基本的には。これは一括変換という形でももちろんソフトでやれるということでございますけれども、そういったことによって、多少の作業負担というのはあるということでございます。

さらに、これは二つの仕分けといいますか、複式になるわけでございますから、投資導入するための導入が必要ということ。作業の付加とか、そ

ういったことがあるデメリットもございますが、資料的には継続的な正確なものがつくれる、総務省方式よりはですね。

総務省方式によるということによりますと、これは固定資産の整備とかそういったものについては、段階的に整備をすればいいということもございますので、最初から台帳があつて台帳をつくってやるものではないということもございます。ただ、メリットとしましては、勘定科目等が今までと変わらない中での作業が可能であるということでもあります。

こういったことを総合的に判断したときに、総務省モデルをやった方が取り組みやすいことはあるのですが、将来的なことと言いますか、今後のそういった次につなげるための準備も含めてを考えた場合には、少々費用、時間等はかかることがあるのでございますけれども、総務省モデルではなくて基準モデルの方で取り組んだという経緯がございます。

この選択につきましては、それぞれの町村で独自に選べるということもございますので、これは大和町はそう選んでおりますけれども、他町はそうでないところももちろんございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

今のお話をお伺いして、導入時期としてはどちらかということ、固定資産台帳を作成するだとかという、言ってみれば相当の作業の伴う、スタートの立ち上げとしては大変な方を選択したというか、本格的な方を選択したというのでしょうか。簡便な方法ではなくて、将来を見越したという形での選択をした結果だというお話をいただいたわけであります。

改めて、町長、この新公会計制度、このことを導入することによっていけば町民がどういう利益を享受、これまでよりし得るのか。そういう観点から、どうお考えになるのか。やる以上は当然、昨年度予算でも1,000万円という税金を投入をして事業を進めておるわけでありますから、このことによって町民にこういうことが伝わるのですよということをお披露をいただきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これの効果というのは、非常に難しいところが実際あるというふうに私は思っています。

以前も町の方で会計をほかより先行して企業会計といいますか、取り組んできた経緯がございます。その中で、一般的に言われているように財産の内容が十分に把握できる、または負債とかそういったものが明確に示すことができる、そういったことがあるわけございまして、そのことは間違いなくそのとおりだというふうに思っております。しかしながら、この比較をしたときに何と比較をするのかということもあるのだと思います。町内の、大和町内の中での前年度、後年度と比較はもちろんできるわけございましてけれども、例えば企業ですと他企業との比較とか、そういったこともあるのだと思っております。その決算状況によって利益率がいいとか、資産率がいいとか、そういったことがあるのだと思っておりますが、企業会計とは違ったこの公会計といった場合に、何を基準に向いてそれよりよければいいのか悪いのかというようなものについて、比較するものが現在ないというのが現状と思っております。したがって、これは今、町民の方々にお示しできることは、大和町として今の借金といいますか、財政状況とかまたは資産内容というものを大和町の方々にお示しするということは、これはできると思っておりますが、それが他町村と比較したときにこういったものでいいですよとか、利益率がいいですよというものには、ちょっと直接つながっていかないのかなということがあるような気がしております。

あと、もう一つは、これは例えば資産というのですか、そういったものの中で、言葉悪いけれども塩漬けのものとか、そういったものを明確にすることによって、そういったものを売却なりするというのが、町の見方かもしれないけれども、そういったこともできる。そういったところがありまして、なかなかわかりづらいところをわかりやすくとは言ったものの、その結果どうなのだといったものを、町民の方々に明確に、今、こうですよとお示しするということについては、ちょっとまだまだ難しい部分があるという現状の認識はしております。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

おっしゃるとおり、これは継続したデータに基づいた分析がなければ、その有効性あるいは効果、あるいは今後の対策、そういったものについては判断のしようがないというようなこと。現在、その入り口に立とうとしているということだろうと思います。

前段の質問の中でお答えをいただいた中で、そういった意味ではどちらかという総務省改定方式の方が、他の市町村、同規模クラスの、そういったところと比較はしやすいという話も私は聞いております。そういった意味では、その目先のそういったものではなくて、長期的な展望というお答えをいただきましたので、逆に私は安心をしておるわけではありますが、より本格的な企業会計、複式簿記の方に進んでいかれるのだろうというような意思を私は感じてのお話なのかなと感じる一方、どうもやらされているからしようがなく今のところ入り口で様子見をしようやというようなお答えにも取れるのです、これ。それで、果たして十分な結果が得られるのかということ、私は逆に聞きたいというところもあります。ただし、選んでいるのは答えとかは裏腹に、より作業量も多いし、その内容についても濃いものを選択されていると。ですから、どうなのですか、その辺、私もよく理解に苦しむのですけれども、何か国でやれと言ったからしようがないから、今のところこういう形でやりますとよというようなことに思っただけなのではないですか。お答えください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

確かに国の制度的にこういうふうにやろうということで進んでおります。そのところが基本になってあることは確かでございますけれども、様子見ということは全くございません。その前に、これをやる前に、先ほど申

しましたけれども、大和町では企業会計といいますか、そういったものに対しまして簡便法といいますか取り組んでおりました。それで、今回の総務省のモデルにつきましては、あのレベルと言ったら、あそこからちょっと進んだ部分のものでございまして、町とすればそういった部分では、若干先行していたところもあると、そういうこともございますし、だからこそ次に進んだということでございます。したがって、国の制度、制度という改革の中でやることは、これは間違いない現実でございますけれども、国の様子を見るとかそういうことではなくて、逆に行けば先行と言いますか、その一歩進んだ方のやり方で進もうという取り組みの姿勢でありますので、そこはご理解いただきたい。

議長 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

わかりました。積極的にお取り組みをいただきたいと、私の方からも求めさせていただきます。

それと、答えの中に、一部仕事を残しているという話の中に、連結作業だと、黒行のところがまだ残っているのだというお話ですが、これ一部事務組合だとか、広域連合だとか、第3セクターだとか、こういったことの連結決算も想定の中に制度としては入っているわけでありまして。ここで答えてらっしゃる、一部事務組合の黒行との関係だということは、ほかは済んでいるのかということを探ねたい。例えば、広域連合で言えば国保会計あるいは第3セクターあれば公社、あるいは考えられるところではシルバー人材センター、あるいは社会福祉協議会、このようなところとの連携というのはどう考えてらっしゃるのか。

議長 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

先ほどの連携のところでございますが、国保連合会とかそちらの方の組

織につきましては、この考え方で進んでおる部分がございますので、そういった同時並行と言いますか作業が進んでいるところからは資料が町の方にも来ておりますので、一部連結もやっているとということでございます。ただ、まだ取り組みが先ほども申しましたとおり、組織によって若干足並みがそろってないところがございますので、そういった部分についてはまだ来てないと言いますか、連結できる資料がそろってないと言いますか、そういう状況にあるところも現実でございます。したがって、全部そろっている状況ではないというところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）  
ということは、先ほど私が申し上げた5団体くらい、これは全部連結するという理解しておいてよろしいのでしょうか。次の質問のときにそのことだけ、一言だけお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
町として負担をしている組織ということになるそうでございます。ですから、町から一部負担金といっている部分について、その負担がどういう使われ方をしているかということに戻してもらって組み合わせるわけですから、そういったことでございますので、町が負担をしている団体との連結ということになります。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）  
まず始まろうとしている、または始まったばかりの制度でありますので、

それも他の自治体よりは先がけてやってらっしゃるというお話もございましたので、なお引き続き今言ったような課題に十分に取り組んでいただきたいと。

あわせて、それに対する監査の立ち位置ということではありますが、このお答えをいただいたものは、質問の回答欄に町長ということになっているからこの程度の答えなのかなと思います。ここで言う必要性がないというのはこの答えは、執行部として執行部の中にそういう職員を抱える必要がないということで申されたのでしょうか。それとも独立している監査委員事務局あるいは監査員の意向を十分斟酌した上で、町長がお話をいただいているものか、その辺についてお聞かせをいただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、監査委員の方々と相談をしたという状況ではございません。今の段階で、ご質問にありましたように職員の監査の実務、そういった部分でということでした。こちらとして、ちょっと考えた監査の実務ということの中には伝票の書き方といいますか、複式でございますのでご承知のとおり貸方借方、両方になってまいります。そうしますと、科目の知識とかそういったものが必要になってくるという部分においての指導的な立場としての公認会計士、そういったものについてまず考えたところでございますが、そのことにつきましては先ほども申しましたとおり、単式伝票をソフトの中で切りかえる等々がございますし、また伝票操作、操作と言いますか、につきましては、公認会計士がおられなくても学校等でもいろいろやっているところもございますので、そういった研修・講習、そういったことにおいて可能であろうという判断を出したところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

私の一般質問をさせていただいている趣旨は、これは監査委員事務局の体制についてという範囲の中でお伺いをしたかったということでございます。町長部局の執行側としてのそのご判断はそれはそれで結構であります。また、先ほども申し上げましたように監査委員の立場というのは、これは執行に対する最大のチェックは議会であります、その間違いのない執行をやっているかというのは、当然独立した部門でやっているというのが、これは法整備の中で設定されているわけであります。そういった中で、今までと違う方式を、先ほどお言葉とは別にどっちかというところと本格的な方に踏み込もうとしているような状況、複式簿記の、状況に見受けられるときに、果たして現行の状況で大丈夫なのかという観点からの質問なのです。それで先ほども申し上げましたけれども、町長に質問するということで申告をしておりますので、町長が感じる現在の人員、予算規模からかんがみて、これが妥当なのかということ、難しいのかもしれないね、監査委員にかわって答えてくれというのは難しいのかもしれないけれども、十分斟酌してお答えをいただきたいですし、もしどうしても監査委員が述べたいという部分があるとすれば、それはそれで述べていただいて結構でございますが、お答えをいただきたい。

議長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

こういった複式簿記の決算書といいますか、所要についての部分だと思っておりますが、基本的にそちらのことをやっているわけですが、単式簿記といいますか、通常現在の会計は当然やっていくわけでございます。それと並行してそちらもやって、新たなものというふうになっていくと思っております。したがって、基本的に今の現在の監査、単式と言いますか、現状のものについて今やっているのについては、十分機能されておりますし、何ら心配ないと思っております。

ただ、今後そういった別な方になってきた場合ということでしょうけれども、それがどこまで、何と言いますか、利活用は当然されるのですけれど



ども、書類としてどういう位置づけになっていくかと言いますか、決算書として、その辺の位置づけもあるのだろうと思ってます。

勉強と言いますか、新しい部分になってきますので、そういった部分で企業会計的な部分での決算書の見方というの、やはりこれまでとは違いますので、そういった部分についての指導とかそういったことは必要な部分も出てくるのなと思っております。

また、一方で、こういった公会計の複式簿記での決算書について、どういったものがベストなのか、どうあるべきなのかというの、各町村でも違って来るのだと思うのです。その見方。こうあればこれで優良だ、実際であるとかというのが、なかなか判断が難しい部分も出てくるのだと思っておりますので、これにつきましては、例えば公認会計士につきましてもなかなかその辺の公認会計士としていろいろ研究される部分は今後出てくるのかなという気もしております。一般的な企業会計の指導の仕方、見方とは違った部分が出てくるというふうには、私は個人的に思っているところもございますので、そういうこともございます。したがって、今やっている部分については何らあれですが、そういった部分について、我々も含めてなのですけれども、監査の仕方とかそういったものについて勉強する、常時置くかどうかは別としまして、こういったものができてくるとすれば、それで勉強する機会と言いますか、そういったものは必要になってくる、まず前段としてというふうには思います。

議長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

このことばかりで議論しているわけにまいりませんので、今言ったように、申されたとおり新しいものに取り組むのに、そのノウハウを持った方からの伝授というのは当然必要なことは間違いない。特に、これをチェックする立場としてすれば、より深い知識を持たなければならないという観点から、監査委員が間違いのない監査報告ができるような体制を取るというのは当然のことです。ただし、大きな自治体とすればその人員、あるいは予算、あるいは人事権についても相当大きなものがあると思

ますが、いかにせん、大和町と同レベルの自治体では法制度は法制度としてあるにつけても、その対応というのは十分な環境ではないというのは、これは前提としてあることを私もよく理解しています。しかし、これは先ほど申されたように、大きな転換点に今自治体とて企業会計を導入するというようなところに来ておりますし、その方向性は変わらないと私は思っております。そういった意味から、仮に他より先がけてやっているのだという自負心があるのだとすれば、それはどの時点かで早く体制を整えるべきであろうと私は思う。

公認会計士、当然公のそれも大きな予算を伴う人員の配置になるのだろうと想定しますが、この手法についても必ずしも正職、そしてずっと雇用しなきゃないだとかということに限らず、例えば大和町では現在保育士の任期つき任用だとか、あるいは臨時採用だとかという形での採用もあるわけでありまして。あるいは、今、町としても弁護士に顧問料を支払った形での対応をしているわけでありまして。必ずしも会計士なのかということ、そうではなくて例えば税理士でもいいのかというようなことを、まずは議論していいのではないかと。少なくとも、やるわけですから、新たな部分、仕事その分だけふえるわけですから、今までのものだけで事務局員が仕事するだけじゃなくて、そういったデータあるいは資料も出てくるわけでありましてから、私はもう待たなしの対応が求められていると思います。どうでしょう。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

新しい制度が始まるという中でございます。その中で、当然役場と申しますか、としてのそういった勉強と言いますか、やっていかなければいけませんし、こういった体制がいいのか対応も考えていかなければいけないと思っております。

このことにつきましては、今の段階、まだまだ書類をつくる段階の整備中でございます。今後、これがこういった形で出てきたときに、こういった判断をしなければならぬ書類になってくるのか、またはほかの比較連

結を行った場合にどうなってくるのか、そういったこと、これから見えてくると思っております。新しいことに取り組むわけですから、先ほども言いました我々も勉強しなければいけませんし、またそういった研修の場なり、そういった体制も整えていく必要があるというふうに思っております。

公認会計士なり税理士なりに配置ということにつきましては、常時しなければいけないのか、それともお話のとおり顧問的にご相談するような形を取ればいいのか、そういったことも含めて、今段階まだまだそこまで進んでるところではないというふうに思いますが、いずれそういったことも考えていかなければいけないことに、専門的な知識として、そういう部分の、今後はそういった課題は出てくるものと思います。

議長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

これは執行される皆さんに限らず、監査委員に限らず、言ってみれば私たちに求められている知識と私は認識をしております。そういった意味で、私もそれなりの気持ちを持って、今後努力をしていかなければならないと思っておりますし、研鑽も当然していかなければならないと思っております。執行部、あるいは監査委員がより評価を高める大和町であってほしいという願いを込めて申し上げさせていただきました。

続いて、「カラーユニバーサルデザインの導入」についてということで、ご提言を申し上げたい。

よく言われるように日本人男性の20人に一人、女性の500人に一人、日本全国では300万人以上の色弱者、要するに何らかの障害をお持ちの方がいらっしゃる。これは、茨城県や広島県の人口の匹敵する数だと言われております。

この目の疾患によって色覚が一般と異なる方も含めると、実に500万人以上と言われております。全世界で見るとこれは2億人を超えているというふうにも推計されております。

この庁舎を建設するときに、「ハートビル法」及び宮城県の「誰もが住みやすい福祉のまちづくり条例」の適合認定を受けた。庁舎として初めて

だというようなことで、ご紹介をいただきました。大変結構なことだと思います。建設時の思想に健常者はもとより障害者にも利用しやすい施設として検討されたことを高く評価をさせていただきたいと思います。

ただ、これで完璧かと言うとそうではなくて、カラーユニバーサルデザインというのがございます。この考え方が浸透しているかという、決してそうではないと。具体的に申せば、公共施設内の案内表示、あるいは町が発行する印刷物、こういったものについて色彩あるいは形、見やすさ、そういったものを配慮することで対応することが求められております。

これまでのことの云々ということではなくて、せっかくそういう建物、器ができた現在、この公共施設の中にあるいはこれまで取り入れなかった印刷物何かについても、今後つくる場合にはそのカラーユニバーサルデザイン、要するに色のバリアフリー、こういったもの導入をしていただきたいというご提言です。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、カラーユニバーサルデザインの導入についてでございました。新庁舎、今議員お話のとおりでございますが、「ハートビル法」及び宮城県の「誰もが住みよい福祉のまちづくり条例」の適合認定受けています。また、平成21年6月には、新庁舎に耳マークのご提案がございまして、総合窓口を設置をいたしたところでございます。

新庁舎の基本方針につきましては、住民サービスの向上の一環といたしまして、バリアフリー化を掲げ、障害者の方も含め来庁される方のすべての方に優しい庁舎であることを基本として、建設をいたしたところでございます。

公共施設の案内表示や町が発行します刊行物にカラーユニバーサルデザインをとのご提案でございますが、色弱者の方が不利にならないように、色使いに配慮することにつきましては、色覚バリアフリーと呼ばれ、時代の潮流となっておるそうでございました。道路の情報表示や駅、空港など

の交通関連施設において既に実施されているものがあると伺っております。より多くの方が快適に暮らせるためのバリアフリーが定着しつつありますが、色に対して不都合を感じている方、人々もおりまして、色弱者と云うのですが、呼ばれている方、これも先ほど議員がお話でしたが、日本人では男性の20人に一人、女性では500人に一人、日本全体では300万人以上いると言われております。このような方々が日常生活におきましてさまざまな障害が発生し、例として申告書を色分けして、何とか色、ピンクの色とか、そういった色の用紙に記入してくださいと言った場合の用紙の判別がつかない場合や、日常生活においてもトイレの男女表示の色違いが判別できないなどの障害が発生することも考えられておるところでございます。

これらの解消方法は、表示の工夫や色の明度というのですか、の違いを協調させるといった方法がありますが、カラーユニバーサルデザインを実施するためには、色覚バリアフリーの観点から実態調査や色弱者のモニターなど、さまざまな方法で検証する必要があります。情報をより多くの方に正確に伝える必要性から、そのための手法等について今後も研究してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6番 （高平聡雄君）

ちょっと、ここにこういうの、私、町からいただいた資料です。ちょっと持ってきました。これ、こういう赤いファイルに入っておりますが、これは皆さん何も言わなくてもわかるとおり、この色によって所在というものを、あるいは重要性というものをアピールしているのだらうと思いますが、これが今言った疾患をお持ちの方、あるいは障害をお持ちの方については、何の効果もないと。ですから、こういうものをつくるときに、そういう感覚がないとその用をなさないということになるわけでありまして。ですから、そういった意識を、まずは職員の方々を含めた町の全体のコンセプトの中に取り入れていかなければならないのではないかとということでお話を申し上げております。ぜひご検討をいただいて、早急な立ち上げというか、取り組みを期待をします。

あわせて、先ほど町長のご答弁の中には300万人と、日本全体で、私は500万、200万人違うなという、これは、いや結構なのです。これは、先ほど私の話には申し上げておりましたけれども、これ障害ではなくて疾患として、要するに緑内障、白内障と、要するに高齢化社会を迎えるに当たっての、言ってみれば多くなっていく病気、そういったものがそういう色彩感覚に大きく影響するということが言われておりますし、実際そうなのだ。ですから、今後そういうことも、当然ふえてくる状況でありますので、ぜひ検討ではなくて、これからつくる場合にそういうことを考えてやっていただきたいということで、新たな予算をつくりなさいだとかということではありません。そういう立場に立てば、今からできるということであります。早急に取り組んでいただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことにつきましては、そのとおり赤というものが判別なかなか難しいということです。したがって、そこに赤と書く。先ほど申しましたけれども、色も大和町の申請書もピンクとか青とかあります。ああいったものに青色に書いてくださいということではなくて、青とそこにまた書くと。そういったことも一つだと聞いております。あと、色合いにつきましては、私も今回いろいろこのことについてやっている中で、非常に微妙な部分があるようでございます。そのために、逆に字であらわすとか、色ではなくて字で。そうしますと、今度字がいっぱいになってしまって、本来の案内が見づらくなるとか、なかなか難しい部分があるのだなと改めて思っております。そういった中ではございますけれども、こういったことがございますので、できる部分からと言いますか、そういった形の進め方は今後考えていかなければいけないと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

カラーユニバーサルデザイン認証という制度も、もうご承知のとおりあります。これを自治体そのものが受けているところもございます。これは、大きな自治体だけではなくて、町単位でそういう色のバリアフリーというものを認定を受けているところも既にありますので、必要な予算の中でそういうことが考えればできるということでもありますので、早急にお取り組みをいただきたいということを申し上げます。

続いての質問であります。

P E V E、ニューテック、トヨタ東北、北部工業団地、そのほかにも物流の大きな会社、先行物流等々立地が決まり、あるいは操業が始まり、あるいは用地を取得したという状況で、ほぼ大きな面で言うと満杯の状態に近いという状況であります。大変喜ばしいことだろうと思います。

この中に、もともとあそこを造成する段階からシビックセンターと位置づけで中央部に大きく用地を配置をしております。また、同時に、北部中央公園でしたっけか、という位置づけで野球場、あるいはテニスコート、あるいはサッカー場等、あるいは後ろの方に自然公園的な散策の小山があったりだとかということになっておりますが、ほかのところはそういうふうに民間が着実に立地をしている中で、そのセンター機能を果たさなければならぬところはまだ手つかずだというようなことが大分前から指摘をされております。現在どうなっているのかなということが一つ。

それとあわせて、先ほど言った運動公園の部分について、町長ご記憶あるでしょうか、私七、八年前にも申し上げておりますが、あそこに屋根のかかった施設がベンチしかないのです。あと、トイレ、屋外の。それも軒先ぐらいしかないわけです。そういったところで、言ってみれば休憩あるいは昼食等々の食事、そういったものも、中体連何かで使っているときには、子供たちがそのトイレの周りに座って雨風しのいでいるという状況がずっとあって、それは整備しなくてはならないのではないのですかということをお願いしたことがあるのですが、ご記憶あるかな。それ以降、ずっと見ておりますが、いまだに何も無い状況であります。立地した企業のみならず、町民全体の利用施設として、あるいは町外からもさまざまな団体が利用されている昨今、ぜひそのクラブハウス、そういったものが必要なのではと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、まず第一仙台北部中核工業団地内のセンター用地、シビックセンター用地とあれですが、センター用地についてお答えをします。

センター用地につきましては、これにまでも県の土地でもございますし、県が主体となりまして工業団地修行者の利便施設用地として活用すべく、民間開発事業者に分譲開発に向けて打診した経緯がございます。これまでの経緯といたしましては、平成3年にはセンター地内にホテルプラザとガソリンスタンドからなる開発計画がなされたということがございますが、経済情勢の変化もあって事業は実質不能との見解から、計画が撤退となっております。その後、平成11年にはセンター用地隣の町に移管されたダイナヒルズ公園の背後地域に団地内の施設管理事務所を含む団地内企業、従業員のための利便施設建設を補助事業で建設して、完成後施設管理運営は立地企業の負担によって、独自設立組織での運営をしていただけないかというような提案もいたしたところでございますけれども、そのときには企業の方々から時期尚早との意見が出されまして実現しておらず、その状態で現在になっての状況でございます。

県では、平成16年12月に再度立地操業進出企業からのアンケート調査を実施しておりまして、この時点での団地内に立地してほしい利便施設の問い合わせをしたところでございますが、お答えとしまして銀行のATM、ガソリンスタンド、弁当屋さん、郵便局などの要望があったところでございます。最近では、地元の金融企業がATMを設置したいとの申し入れもされましたが、県では面積の一部ではなく、全部を有効活用できるものということで、具体的な話までは進展しておりませんでした。ATMにつきましては、今度企業のご協力の中で、企業の敷地をとということで、お話が進んでいるというように非公式では聞いております。なお、今後も県では将来のセンター用地の活用に向けて、関係機関との検討を行っていくということでございますので、町としましても県と一緒に連携協力して進めてまいりたいと思っております。

次に、ダイナヒルズの運動公園の施設の機能充実、クラブハウスの設置



計画とのご質問でございます。

ダイナヒルズ運動公園につきましては、第一仙台北部中核工業団地内の都市公園として位置づけされておりました、旧通産省の電源地域産業開発再配置促進費助成補助を平成3年、5年、7年に受けまして、それぞれ野球場、テニスコート、多目的広場、サッカー場でございますが、順次整備しております。昨年実績で野球場では52回、延べでございますが、テニスコート109回、サッカー場では82回というご利用がございました。都市公園の施設ということで、建物につきましてはお話あったとおりトイレと倉庫、テニスコートやサッカー場2階のシェルターベンチ4カ所と野球場、サッカー場に観客席を設ける程度の施設となっているところでございます。

利用者の皆様方には現状の施設を有効に使用していただいておりますが、なお今後企業の進出も多くなっておるところでございますので、利用者の皆様方の動向等なお把握してまいりたいと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

県あるいは企業との連携というお話でございます。町としては必要最小限の出費に抑えたいというのは、これはあるところだと思いますが、そういうわけにもなかなかいかない部分もあるかなと思いますので、言ってみれば人材的にシルバー人材センターだとか、あるいは管理をしている公社だとか、法面の除草作業だとかということで、北部工業団地の中にも当然入ってるわけありますので、そういったところでの協力何かも包含して、町のできることを検討いただきたい。

あと、先ほど申したように、雨風しのげないだとか、着がえもできないだとか、特に女生徒等、そういう状況を果たして継続させていいのかというのは、私はちょっと疑問ですから検討いただきたい。

常に思っていた私のあそこの施設への疑問で、この間たまたま利用の補正予算のときに課題何かと聞いたら、私の考えていることと同じことを言っていました。一つはかぎの運用、一部預けているというか、やはりわざわざ

ごこちらに借りに来て、また現地まで行くなんていうのは非常にこれは難しいことでもあります。あと、サッカー場のネット、これについても過去何年か前に野球場からボールが飛び出して自動車にぶつかって損害賠償になったとありましたよね。今のサッカー場の位置づけも駐車場にゴール裏がある状況ですから、それも起こり得ますから、十分に早急な対策、S A C O 予算、ことしも入るようでありますから、ネットぐらいはことしつけてもいいかなと思います。以上終わりました、私の質問とします。

議長 （大須賀 啓君）

以上で、高平聡雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

議長 （大須賀 啓君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番馬場久雄君。

9番 （馬場久雄君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、2件の質問をさせていただきます。

1件目は、学力向上対策への取り組みということで、きのうから一般質問始まりまして、前者鶉橋議員、また上田議員も関連する質問をしたところなのですが、少々だぶる部分はあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思えます。

本町の学力向上対策ということではありますが、確かな学力の育成をするためには、豊かな心と健やかな体とともに生きる力をはぐくむ教育につながる基本理念があるのだらうと思っております。そういった中で、新学習指導要領で児童の生きる力の育成に向けまして、それを目指すということ

が示されております。

先日、本町で中学生議会が2月8日に開催されました。この議場を利用して行ったところではありますが、中学生議員も非常に学力向上に対する意欲と申しますか、そういうものを期待しておったように見受けられます。

特に、その中で教育長も答弁なさったわけなのですが、サマースクール、またウインタースクールが小学校5、6年生を対象なのであるが、中学生も対象にできないかと。もっともっと勉強したいのだと。それから先ほど配布されました家庭学習の手引きの活用も、もっとしたいのだということでありました。そういった生徒たちの意欲が出ている中で、教育委員会としてどういった工夫をしながら、今後教育行政に取り組んでいくのかということをお伺いしたいと思っております。なお、中学生議会での教育長の答弁も、家庭学習は不可欠なのだ、一斉学力テストも結果を見ますと県平均値まではぜひ持っていききたいという2月8日の答弁でありました。そういったことを踏まえて、改めて新年度の対策をいかに考えているのかお伺いするところです。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

馬場議員のご質問にお答えします。

新学習指導要領では、小学校は平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施されます。教育課程編成の一般方針として、議員ご指摘のとおり生きる力の育成、知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスの重視、道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体の育成することが強調されております。

さらに、具体的な改善事項として、言語活動の充実、それから理数教育の充実、小学校段階における外国語活動など8項目が挙げられております。

大和町教育委員会といたしましては、これらの改善事項のうち言語活動の充実や理数教育の充実について、学力向上検討委員会が過去の学力学習状況調査や、標準学力調査の結果を分析し、学力向上に結びつく指導の重点を数点打ち出しておりますので、それを来年度の国語・算数・数学の年

間指導計画に生かしていけるように、各学校で確認しているところがございます。

新たな対策といたしましては、鶉橋議員、上田議員の質問に回答しているところですが、家庭学習の習慣化と家庭学習の時間増加を目指して、家庭学習ノートを全児童・生徒に配布して、毎日先生に提出し、指導いただくことを考えております。

その中身については、現在学校の協議中ですが、既に配布している家庭学習の手引きの活用を含めながら継続して行うことによって、学校と家庭の結びつきが強まり、学力向上につながっていくものと考えております。

また、長期休業中の対策といたしまして、これまで小学生5、6年生を対象として行ってきましたサマースクール、ウインタースクールを中学生にも広げて実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

今、ご答弁をちょうだいしたところですが、昨日も学力の低下があるということで質問が出ました。科目によっては県平均と比べて5ポイント以下、中には7ポイントぐらい下がっているというものも実態としてはあるようです。そういった形で、今、我が大和町にも企業の方々がたくさん入って来るという中で、やはり学力がこういったランクにあるのか、大和中学校も含め、小学校も含めてですが、宮床も含めてということで、やはり親子さんたちからすれば、今後永住される大和町、学力がレベルが高いというには超したことがないわけです。そういった形で、特に教育関係には力を入れる町であってほしいと思うのが常であろうと思っております。

今、生きる力ということで包含されて人間形成にとってそれが大事なのだということであろうと思っておりますが、個々にとってみますといろいろなスポーツに長けた人、いろいろな心根の優しい人、学力がずば抜けていい人、いろいろあろうかと思えます。そういうものでも、やはり将来ともに人間として生きるということは非常に大事なことになるだろうと思えます。ですけれども、その成長過程で、家庭としても何を求めるかといいますと、や

はり以前、前にも教育長お話ししました、やはり先生方もどうしても学力の向上に力を入れざるを得ないというところも話しているわけですので、具体的に、やはりどういった個々の小学校、もしくは中学校でどういうことに取り組んでいくのかということも非常に大事なことであろうと思っております。

私も、実は先日2月15日に会派を組んでおりますので、会派の研修で千葉県の方に行ってまいりました。千葉県の九十九里小学校、九十九里浜の方なのですが、人口は1万7,000人ぐらい、その九十九里小学校は生徒が236名、先生が十五、六名、用務員入れて20名ぐらいの小さい小学校でありました。何でここに行ったかといいますと、インターネットでいろいろ調べてましたら、千葉県の教育行政に対する取り組みが、全県で取り組んでおるわけです。その中で、ちょっとこの九十九里のやつがピックアップされていたものですから行って見たということで、非常に学力向上委員会を設置しまして、さらにうちの町でも設置はしておりますけれども、研究推進部会といいますか、そういったもので部会をつくって、校長先生を筆頭に教頭先生、それから各さっき言いました十五、六名の先生方が、1学年、2学年、小学校ですが、3年、4年、5年、6年というふうに2人ぐらいずつで受け持って、特に何に力を入れているかというところ、やはり我が町でもちょっとレベルアップを図らなければならないという算数科、そこに力を入れて。さっき言いましたように、千葉県の方ではうちの学校は国語に力を入れますよ、言語力をもっと磨きましょうとか、いろいろなことでやってます。たまたま算数の授業を見させていただきました。向こうも歓迎されまして、ちょうどいいですよということで、1クラス三、四分ずつではありましたが、授業風景、実際にやっている授業風景を全クラス見させていただきました。非常に感じましたのは、やはり校長先生を筆頭にこうしなきゃいけないということで、先生も一丸となって取り組んでいるというのが、普通は小学校の場合、1校時から6校時まであるようですが、その九十九里の場合は残念なことに学習塾がない。要するに、学校で教えていただいた不足分を補おうとすれば、学習塾に行きなさいとかあるのですが、学習塾が遠いところにしかないということで、それでそういう中でレベルを上げましょうということで、先生方が教えましょうと。そして、教え方も非常に、まだそのランクまで到達してない方、要するに信

号で言えばまだ赤信号、幾らかいいですねというのが黄色の信号の黄色、もう大体いいですねという人はそれは青の紙に例えばテストを書いて、先生が一つ一つ赤い紙をクリアすれば次に黄色に紙、青い紙というふうに個々に応じた指導をするということで、非常に効果が上がっているということを知ることができました。もちろん、九十九里小学校の場合は教育目標として「みずから学ぶ子、思いやりのある子、明るくたくましい子」というふうなことで、一番最初に言いました「みずから学ぶ子」というのをスローガンとしてやっておるようです。

きのうの鶉橋議員の質問の中でも、教育長からも答弁あったところではありますが、やはり教育長の答弁でもうちの子供たちの場合は基本ができていない。放課後の学習をどういうふうに行っているのか。そして、自分で勉強することも教えていかなければならない。やはりそういった体制が学習の手引きをやって、それに従ってというよりも、学校でそういった行動をうつしてみる、研究課題としてそれに取り組んでみようというの、実質的な効果が出てくるのではないかなと思ったわけです。非常にその学校の場合は、みずから算数を選んだということではありますが、そのほかに先ほど言いましたように国語なり何なり取り組むのは校長先生筆頭に、それぞれが選んでおるようです。非常に算数だけではなくて、各学校競い合いながら、我が小学校はほかに負けていけないというくらいの先生同士の取り組みで効果が上がっていると。うちの学校は、復習の時間も学年掛ける10分は最低やりなさいということですが、向こうは学年掛ける20分やりなさいということを目標に掲げています。いろいろ、やはりみずから学ぶ、自分で勉強させるような意欲を、素地をつくってやろうということで一生懸命やっていたというのを感じております。

そういうことで、なかなか一生懸命取り組みが感銘したものですから、今回ダブるような形ではありますが、一般質問で取り上げさせていただきました。

やはり、学力向上委員会を設置してやりますよだけではなくて、中学校なり、小学校なりで、行動をやってみると、そしてお互いに競い合ってやってみるとということも大事なのかなと思いましたので、その件について今一度、教育長のご答弁をちょうだいしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

ただいまの馬場議員の質問にお答えいたします。

今、千葉県のお話を伺いまして、学力向上検討委員会、町全体としては持っておりますが、ただいまのお話を伺うと訪問された学校ごとに多分あるのだろうと、学校ごとにあるということを伺って、大和町においても23年度、その学力向上検討委員会の委員の方が、各学校でどのようにそれを話し合った内容を各先生方に理解してもらって実践してもらおうかということを考えているところです。主要な事業施策の中にも、1行少しだけ加えさせていただいたところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

それで、その例で大変恐縮なのですが、やはり先生方の意欲が違うというのは、6校時までのやつを7校時目は皆さん全先生方で補修授業といえますか、さっき言ったレベルアップの授業をやっているのです。忙しくないのですかと言うと、忙しいってそのほかの仕事もあるのではないですかと質問しましたら、いや、これは研究テーマとしてやっているの、これはもう先生方一致した意見でやっているのだと。

子供はどうかと言いますと、先ほど言ったように全クラスを拝見させていただきましたら、私ども行ったから特別に喜んでやっているふうには見えなかったのです。一生懸命わからない子にはクリアした子が、そこをまず教え合ったりですね、例えば掛け算もお互いに向き合って九九を言わせて、だれだれちゃん、これ違うよとか、そういう形で、全部子供たちと一緒にやる。そして先生方も時間惜しまないで、そのできるだけ7時限はそういう形で取り組もうという、それでテーマの課題をクリアしたいということで、一丸となってやっていたようです。そういう姿勢に非常に感銘したところで、報告書もそういうふうに出ているはずなのですが、なお、そ

ういう取り組みは非常に試してみる必要があるのではないかなと思っております。

さらに、この間、大和中だよりを回覧で拝見させていただきましたが、これはアンケート取っているのです。アンケート集計が、家庭に対するアンケートを学校で取ったのです。学校での様子とか、家庭生活についてとか。それは親子さんの点数というか、親子さんの見方をグラフにしているのですが、毎年取っているようですけれども。特にコメントでは、親子さんが余り点数高く評価しないというのは、この家庭学習の習慣が身につけてますかというのは、そう思います。でも大体というのを入れると60%クリアするからですけれども、きつくそう思うということだけ拾うと家庭学習の習慣が身につけてないと、教育目標や教育方針を保護者にわかりやすく伝えてますか。15%ぐらいしか聞いてない。大体入れますと70%ぐらいになるから、それはいいのですが。特に、その中で、先生はわかりやすい授業を工夫していると思いますか。8%ぐらい。それで、先生方のコメントは、やはりわかりやすい授業の工夫をしなければいけない。それから家庭学習の習慣の定着化を図らなければならないということで結んであるわけですから、そういう形で常に先生方わかっていらっしゃると思うのです。それを形に、やはり出して、子供たちを一生懸命、一緒に巻き込むと言うと悪いですが、一緒に勉強しなければならないのだということで、自主であれ、あと家庭学習であれ、定着をさせようということが大事だなというふうに考えてます。その件に関しても、もう一度お願いしたいことと、それから先ほどの説明の中で、学習指導要領が24年度から完全適用になるのだということの中で、7項目あるうち小学校段階における外国語活動なども入ってきてます。そういったことに対する教育委員会としての取り組み、どういうふうに新年度していくのか、お聞かせいただきたい。以上です。

議長 (大須賀 啓君)  
教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)  
2点目の最初の形にするということなのですが、そのことで23年度家庭



学習ノート、実は家庭学習の手引き、それも一つ形にしておったところなのですが、過日堀籠日出子議員の方からご指摘がありましたように、その家庭学習の手引きを有効に活用しているかどうか、また中学生議会でもそれを余り使っていないというので、子供たちが手にしているか、家族の方が見ているかという調査をしましたら、2,100人中130人のお子さんは既になくしておりました。もちろん改めてそれは補充したというところです。

ノートを今度配るのですけれども、その1人1人の子供たちに確かに学習した跡、家庭学習をした跡が残るのかどうかというのを、町で同じ物を使って改めて確かめたいという、そういう気持ちで、形にした物を見るところで、そのノートを今回考えたところでございます。それが1点目でございます。

それから2点目は、外国語の指導につきましてですが、教育委員会では落合小学校に英語の研究を2年間、最初1年だけの、これは県、それから文科省の指定もありましてお願いしたところですが、2年目は予算の都合でつかなかったのですけれども、町としてお願いするということで2年間モデルケースとして2年間お願いして、公開も去年の秋にさせていただいたところですが、そちらを中心に各学校先生方の交流をして、それから中学校の先生にも参加してもらっておりましたが、2年間備えてきたところでございますが、特に去年度、最終の年度は各小学校とも取り組んでまいりました。また、時数も昨日の報告では30時間、35時間等、各学校取り組んでいるということです。

あと、先生方もそれぞれ学級担任がするというものではありませんが、各学校英語科の免許を持った先生も何人かおられますし、そういう方を中心に行っておりますとともに、あと両中学校におりますALTの方にも参加して進めたところでございます。23年度に向けて、各校の年間指導計画の作成の様子を見ると、順調に意向できるということですが、不安な点は中学校の2年間勉強した6年生ですか、が中学校に行ってその橋渡しの部分が順調にいくかどうかというのは心配されるころではありますが、今のところ特にそういう声も聞いていないところですが、新学期スタートしてみないと、ちょっと不安なところはあります。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

家庭学習の手引きをなくした方もいるということであれなのですが、大いに活用して、勉強しようとする意欲の定着はやはり図っていただきたいと考えます。

それから、家庭学習ノートというお話も昨日も出ていたのですが、要はそれは宿題、私も詳しくわからないので大変申しわけないのですが、宿題みたいなものなのか、宿題のほかにそういったものをやる教材なのかどうか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

というのは、先ほど、何回も申しわけないのですが、九十九里のあれを聞きますと、やはり朝8時から励みのタイムという時間がありまして、10分か15分間くらい持っているのです。朝の会があって1時間目がまた始まる。励みのタイムというのは8時からなのですが、10分間、それはうちでいう家庭学習のノートをやってきたかどうか、それを見てくれるという時間、復習やってきたかどうかというよりも、こういったものをわかってきましたかどうかというものを、励みのタイムで朝にやると。先生方も大変だろうと思います。ですから、7時ころにはもう来て、皆さんそういった取り組みをしている。もう朝早くから、夜はさっき言いましたように7時間目はもう自分たちそれで取り組んでいるというようなことでありましたので、ちょっとうちの場合の家庭学習ノートというのをどういった形で活用しているのかお聞きしたいと思いました。

それから、あと外国語に関しては、新たな取り組みということで非常に困惑している部分もあるのだらうと思いますが、やはり先生方が今までの教科と違うものが入ってくる。専門の英語担当の、担当と言いますか、英語に長けた方をあてがうのかどうか、その辺もちょっとお聞かせいただければと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

議員のただいまの質問にお答えいたします。

まず、宿題と家庭学習はどうするかということですが、宿題は宿題でございます。それから家庭学習は家庭学習ということで、家庭学習ノートということで、別、みずから学ぶというか、自分の計画によって、またもっと調べたいこととかということで、何冊か、これは吉田小学校のですが、借りてきているのですが、今回このノートを年度初め、皆共通の物にしてもらうということで、1冊は当日で、もう1冊は自宅にということで、2冊最初用意したところでございます。

それから、家庭学習も宿題もどちらもなのですが、見る時間ということで、先生方の負担が確かにふえてくるのですが、そこでどういうことをするかという中身について、物の本によりますと、やはり次の日というか、当日の授業に関係した宿題、授業の中で使うような家庭学習というのでしょうか、そういう出し方をして、できるだけ負担になるということ避けるといっても変ですけども、そういう方が子供たちもやったという感じがしてよいと書いてありますので、先生方には家庭学習も宿題も極力次の日の授業に役立つような、そういう方向性を校内研究で探してほしいなと思っております。

また、きのうの質問に対してなのですが、なかなか家庭学習について先生方が議論をする時間というのは思いのほかないと話しておりました。それは、個人のいうか、家庭のだろうと、家庭の学習だということで、きのう、それと教育委員会と学校との開きがあるのではないかとということがありましたが、校長先生方を通してはないのですけれども、やはり先生方の方にいくとどうもそういうことはあるというふうに、きのう帰ってから報告があったところでお伝えしたいと思います。

それからもう1点、英語科のことでよろしいでしょうか。

英語科については専門家を入れるということは、現在のところ考えておりません。ALTの2人、それから教科で免許のある先生方を中心ということで、先生方も研修をしてもらうということにしております。

また、実は専門の方ではなくて、学校支援地域本部事業で英語、またその方は免許あったり、あと海外の生活の経験ある方とか、関心のある方なのですが、お一人落合小学校が公開するとき、地域の方が入っていただき

ました。新年度の学校支援地域本部事業はできるだけ授業に入る方を募りたいなと思っておりますので、地域の方々の力をお借りしたいと思っております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

外国語のことなのですが、非常に新しい取り組みということでスタートしてみなければわからないのしょうけれども、先生方の負担というか、勉強の時間も多くなるのだらうと思っております。ぜひ、これは指導要領に沿った形でやらなければならないということでありますので、取り落としのないようにやっていただくことを希望いたします。

それと、先ほどの学力向上に対する取り組みなのですが、先生方が確かに授業のほかに忙しい時間をさかなければならないということになります。これは、先ほどお話しましたように研究テーマを設けて、先生方同士の、校長先生を筆頭に先生方同士のやはり話し合いをまずして取り組もうということがないといけないと思います。これは参考なのですが、先ほど言いました九十九里のやついただいてきておりますので、後ほど教育長に差し上げますけれども、こう言った研究テーマを持って子供たちと、それから先生と、あと先ほど教育長言われたように各家庭の親子さんたちと一緒に取り組んでいるという姿勢でありますので、ぜひ我が教育委員会、またはその体制をもっともっと強くしていただきたいと思っております。以上で、1件目は終わらせていただきます。

2件目に入ります。

2件目なのですが、町長に質問させていただきます。

大和町発の土産品の開発ということで、先ほども申しあげましたように、我が町県外からの定住者、またはアパートも含めてですが、移住される方が多くなっております。また、立地する企業も今後ますますふえてくるであろうと期待をしております。企業同士の交流が盛んになってくる我が町でありますので、大和ブランドと言いますか、大和町の地場産品、また土産品がこれだよという物をもっともっと育てるべきではないかなと思って

おります。まだ、よそに持っていくときに、これが我が町大和町の商品、もしくはこういうものですよというのが少ないような気がしております。また、そういう中でセツ森ブランドといいますか、優良地場産品ということで、これはトマトみたいに生産するもの、また製造するもの、いろいろなもの、あと口に入るもの、いろいろなものありますが、こういった取り組みもしておるところですが、優良地場産品の出荷の状況と言いますか、どういうものがどれだけ出ておるのか、また商品であれば売り上げ状況は好調なのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたい。

それと、冒頭申し上げましたように、新たな土産品の今後の開発をしようという状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、馬場議員の質問でございますが、大和町産土産品の開発に関するご質問でございます。

初めに、セツ森ブランドであります優良地場産品の出荷状況、売り上げ状況ということでございますけれども、この優良地場産品の選定、推奨につきましては町では平成18年から実施しておりまして、今年度、22年度で5回目となっております。

品質の向上や販路の拡大、企業家の育成につなげることを目的としまして、やる気のある人、意欲のある人が、町へ優良地場産品推奨の申し込みをしまして、現物を持参してもらいまして、プレゼンテーションを行い、審査の上、決定登録される仕組みになっております。

当初、平成18年から平成21年までの4年間で24品目が登録されております。22年度、本年度につきましても3品目の申し込みがあり、こちらにつきまちは審査の準備をしておるところでございます。

登録されました優良地場産品には推奨マーク、これは宮城大和町推奨セツ森からの贈り物という小さなシールでございますが、そのシールが貼られまして、町、大和町のブランド品として差別化を図っておるといいですか、図られておるところでございます。

町では、町の観光物産協会などと協力をしまして、四季折々の町がかかわります各種イベント等でこの推奨品のPRをしておりますし、町の広報やホームページでも紹介はしております。

特にイベント等におきましては、販売については委託販売ではなくてその生産者と言いますか、つくっている方みずから出店をしてもらいまして、お客様の反応を確認して、次につなげてもらうように、そのことによってまた出店者同士の交流も図ってもらうように指導もしてあるところでございました。

ご質問のありましたこの推奨品の出荷状況や売り上げ状況が好調であるかとのご質問でございますけれども、詳しい数量の把握、その店々でどのくらい売れているか、そういったものについて把握集計はしておりませんが、各種イベント時におきまして、出店者や推奨品の2年ごと更新の際に、関係者から伺った情報によりますと、その品目や販売方法には多少のばらつきがあるようでございます。各種イベントでみずから物販をしている品物、知名度が浸透している物、これにつきましては出店すれば確実に売れておるようでございますし、健康面や用途によりまして固定客があって安定的な人気に支えられている商品もございます。

南川ダムを含む七ツ森周辺には、約30万人の観光客が、年間30万人の観光客が訪れておりまして、町内や周辺には多くの企業が立地され、従業員の方々も移住されておることを考えますと、今後とも各種イベントを含め黒川商工会、または専門店会とも地域ぐるみで、さらなるPRと取り引きの増につなげていきたいと考えます。

次に、新たな土産品の開発ということでございますけれども、実は今県の事業で、食料産業クラスー支援事業というのがございますが、この事業によりまして、町と県の地方地域、仙台地方振興事務所が事業主体となりまして、東北芸術工科大学大学院仙台スクールの教授の指導を受け、JAあさひな、黒川商工会、また町の観光物産協会と農業関係者、商業関係者、行政関係者が協力連携をしまして、町在住のクッキングアドバイザーのコーディネートも受けながらミーティングをし、そして今、町の食材と観光資源を活用した新たな商品開発に取り組んでおるところでございます。

たいわ縁結び商品開発ということで、町の町内外から多くの観光客等が参拝し、縁結びで有名な島田飴まつりと町内の地場産品を組み合わせた商

品を開発中でございます。試作品の段階ではございますが、一つ目には商品名、これは仮称でございますが、「七ツ森がんも」、がんもどきです。

「鶴の縁つなぎそば」、これは鶴巢のそば粉を利用してございまして、そばということで鶴巢のそば粉に鶴巢の山芋、自然薯をつなぎにした自然薯そばをつくっております。また、そばに乗せたがんもどきにつきましては、島田飴の縁結びの願い「願」とかけているところでございますが、がんがん出すそうでございますが、願をかけるという意味で、具材につきましては町のシンボル七ツ森にちなんで7種類の具材からつくられておるところでございます。これが一つ目でございます。

2品目でございますけれども、商品名、これも仮称でございますが、「縁結びバーガー」ということでございます。島田あめの奉納米、恋結びとちょっとピンクのあれで、ちょっと皆さんご承知かもしれませんが、あの米を使ったライスバーガー、要するに米のハンバーガーと言うのですか、ございまして、具材に、その中には大和町産の大豆を使った厚揚げと町内産のネギを使ってネギ味噌を基調としたヘルシーなご当地バーガーに仕上がっておるところでございます。

最後に3品目でございますが、これは商品名、これも仮称でございますが、「トマトと自然薯の縁結びムース」でございますが、これは島田あめをイメージしました赤白のスイーツ。島田あめのイメージということはおめでたいという意味でございますが、赤白のスイーツでありまして、七ツ森のトマトで赤、と鶴巢の自然薯でつくったムースの白、これを組み合わせるとして紅白にした商品でございます。

平成23年度島田飴まつり、ことしの冬と言いますか、11月でございますが、そこに照準を合わせまして、町のブランド品として商品化定着ができるよう、現在黒川商工会とともに町も協力指導して、そういったものの研究開発と言いますか、やっている状況でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)  
馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)  
今、商品の中身も丁寧に説明をいただきました。

島田飴が大分集客力があると言いますか、このごろはお客様が他県からも来るということで、こういった縁結び商品というものを、今、考えておられるのだらうと思っておりますが、鶴巢そば、それから七ツ森、いろいろ地域の名前を入れながらアピールをしようということが読み取れます。

こういった、先ほどご説明の中でありました、もう前からやっている例えば舞茸であるとか、トマト、椎茸、それにちなんだ加工品、そういったものはある程度定着しておるのだらうと思っております。ただ、こういった中で、今現在24品ですか、そういったものの登録をしてもなかなか余りかわりばえしないとか、そういったものもあるのかどうか。また、どういうふうにすれば、せつかく認証したやつが、登録したやつが売れるのか、ましてやイベントや何かにもそういった方々が参加していただいているのかどうか、直接消費者の目に触れられる商品であるのに、出していないのではないかとか、いろいろそういった要因があるのだらうと思っております。ただ、今、町長からご説明いただいたこの縁結び関係の商品ではありますが、非常に考え方はすばらしいと思うのですが、この販売する場所なのですが、今の答弁聞きますと、今年度の島田飴まつりに照準を合わせてということでもありますので、島田飴、年に1回のその日だけの商品というような形になるのか、もしくはそれを成功すれば、すればというよりもできれば年間通して販売できる、また大和町民に親しまれる商品であればいいなと願うところなのですが、そういったところはどのようになっているのか。通年、そういったものは、大和町のこういう商品がいいよという評価が得られれば、やはり町の方にも足を向けて来られる方があるのだらうと思っております。

今、ご答弁いただいた中で、町の食材を使う、それから観光資源を活用した商品開発、観光資源というのは、これ島田飴まつりのことでここは言っているのだらうと思っておりますが、観光資源、きのうも話したのですが、やはり七ツ森を控えた南川周辺、あれも非常にいいスポット。動きはありませんけれども、自負するぐらいの自然豊かな観光スポットです。島田あめの場合は、あれも動きとしては余りないのですが、やはり人が参加をするというお祭。ちょっと観光と言っても両方大和町では持っているわけなので、そのほかにもいっぱい観光名所はあるのだらうと思っておりますが、そういう中でここに縁結びの商品、だからそれというのはもちろんわかるのですが、できれば大和町民も皆さんこういう商品があるなということで年中買える



ような場所もやはり必要になってくるのではないかなと思いますので、その点についてお伺いいたします。

もう一つは、地元企業が生産している商品というのもあります。実は、関連であれなのですが、地元企業で北部にいる鐘崎という蒲鉾屋があるのですが、お土産として送ろうと思ったのですが、大和町にないのですね。売っているところが。工場に行けばあるのかもしれませんが、ないので、あるのですかね。それちょっと知らなかったものですから、そういったどこで売っているのかとか、そういったものか手軽に買える、進出してきている企業の商品ですから、ぜひそういうものも購入して活用したいと思ったのですが、そういう場所もやはり必要ではないかなと。あわせて、こういった商品が出てくるとすれば、そういう販売所といいますか、そういうものを必要になってくるのではないかなと思いますので、その点についてお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、推奨品を受けた商品がどうかというか、受けてもかわりばえしない、そういったことがあるのかどうか。いろいろあると思いますが、推奨品は推奨品として町でもPRはするわけでございますけれども、先ほども言いました広報とかそういったやつです。やはり売る姿勢と言いますか、それは売る方々の姿勢というのが一番大切なのだと思っています。そのシールをもらったから必ず売れるものかと、またはそれを町がPRをどんどんしているものかと、もちろんある程度はするわけでございますが、そういったものについては、販売する方々の意欲と言いますか、そういったものがないと、これはなかなか難しいのだというふうに思いますので、町ではできること、または開発できることと販売する方々、または商工会とかそれぞれの立場でやることを、持分と言いますか、そういったものをしっかりやっていかないと、なかなか行政だけでやってできるものではないと考えます。もちろん町でやることはやらなければいけないと思いますが、その辺があると思います。

それで、どうしたら売れるかとか、販売的に積極的かと、これも関連してくるわけでございまして、やはり積極的に販売を売る方が、生産する方、そういった方がそういった形でやっていく必要があるのだろうなと思っております。

また、新商品のいろいろ販売の方法とかそういったことでもございますけれども、今、島田飴ということでどうしても商品化について島田飴がメインになっている部分がございます。おっしゃるとおり、七ツ森、また自然観光、大和町にいろいろあるわけでございますけれども、全国的に何と言いますか、ああいう奇祭と言いますか、そういった形で非常に有名なものについては、やはり島田飴というのが大和町ではダントツな知名度と言いますか、あると思っております。

ご案内のとおり、そのお祭になれば全国からおいでになって島田飴をお求めになるということもありますので、ですからこれを利用してという考え方が今あって、それを中心にやっていると思っております。ただ、残念なことに、あれは1日だけということでございますので、ですから、これを長くやるということがお祭にとっていいのかどうかということもありますし、その絡みはあると思っておりますが、そういった形で島田飴になっておりますが、お話のとおり七ツ森とかそういったものも町のシンボルでございますし、今、七ツ森サブレとか、サブロウ何とかとそういうものもありますので、そういったものを含めてやっていく必要があるのだろうなと思っております。

あと、商品の年中販売する場所等々でもございますが、これはやはり必要なのだと思っております。ただ、これは新たに物産館とかそういったところで売のも一つなのでしょけれども、大和町にはそれぞれの商店なりお店がたくさんございます。そういうところで販売をするということが、商店にとってもいいことになってまいりますし、やはりそういった売り方が私は必要なのだと思っております。今、残念ながらお話のとおり、販売先とか、どこでも売っているものではない状況になっておりまして、せっかく商品がいろいろありながら、大和町のどこに行ったら売ってるのか、今お話のとおりなかなかわからなかったり、せっかく買いに行ってもそれは扱ってないですという話がよく聞かれます。やはり、これも商工会とかそういった連携も必要なのだと思っておりますけれども、やはりいろいろなお店に置いてもらう努力なり、置く協力なり、そういったことをした中でやっていかないと販

路は広がってこないのだと思います。ですから、我々、今イベント等でそういった形でやっておりますけれども、それはイベントでいろいろな方が来て紹介はできます。これを今度リターンのお客さんに対して販売するというのにつきましては、もうイベントはそれで終わっているわけですから、そういったものについては、大和町のどのお店に行ったら売ってますとか、そういった販路の拡大ということにつきましては、やはりみんなで協力し合いながらやっていく必要があるのだらうと。物産館とかそういうところに1カ所に集めてやるということになりますと、お客さんはそこにしか来ないなりますでしょうし、やはり商店街で売ることによって、来たお客さんがその商品を買う、そのことによってついで買いと言いますかそういったことが出てくるとか、商店街を歩くとか、そういった効果を期待しないと、これは本来ではないと思っております。町でできること、行政としてやれることはもちろん一生懸命やりますけれども、このことについてはそういった商業関係者の方々、またはそういった商工会、専門店会、各地区のそういった関係の団体とか、そういった方々と共同でやっていくことが一番大事なのではないかと考えます。

議長 （大須賀 啓君）

長いですか。（「いや、終わります」の声あり）馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

今、やはり各お店の取り組み方、またはネット販売している商品も、推奨品をネットで販売したり何だり効果上がっているというお話も聞いております。もちろん、各個店、生産者の取り組みが一番やる気が大事なのだらうというふうには、今、町長おっしゃるとおりだと思っております。

ただ、やはりこういったものをお祭だけに終わらせないようにするためにはどうしたらいいかと、人の目に触れさせて非常にいい商品だということとはもっと考えていかなければならないのかなと思っておりますので、ぜひそういうことも今一度、取り組むに当たって、指導なり何なりをお願いしたいと思っております。以上で終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で、馬場久雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後 1 時とします。

午後 0 時 0 6 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番松川利充君。

2 番 （松川利充君）

それでは、質問をさせていただきたいと思います。

1 件でございますが、吉岡第二土地区画整理事業の公益用地についてでございます。

吉岡第二土地区画整理事業は、平成13年11月に事業が開始されて、平成17年12月から保留地の分譲が始まりました。

この事業の平成23年 1 月31日現在の、住宅用保留地販売実績は資金ベースで57.63%、全体区画数283区画のうち販売数は139区画で、残りは144区画であります。また、沿道サービス地は全体区画数23区画のうち、販売数は8区画で、残りが15区画であります。

この事業の期間は、平成25年 3 月までとなっており、これからの 2 年間が大変重要でございます。できるならば延長しないで、早期に完了させることが望ましいこととあります。

この区画整理事業の中に熊野堂公園の南側の街区番号65の 5、3,400.6 平方メートルの公益用地があります。この公益用地について、町長に伺いたいと思います。

平成25年 3 月までの事業期間まであと 2 年に迫ってきましたので、公益用地の利用計画を早急に考えるべき時期であると思いますが、町長の所見を伺いたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、松川議員の質問にお答えをします。

吉岡第二土地区画整理事業の経過と現時点における保留地販売状況につきましては、ただいま議員がお話のとおりでございます。

昨年はセントラル自動車株式会社の多くの従業員家族が移住されることから、相模原市の本社工場に職員を派遣をし、大和町に多くの方に住んでいただくようPRを行うとともに、荏崎市の東京エレクトロンエーティー株式会社富士事業所と保坂事業所にも職員も派遣をし、定住促進のPRを図ったところでございます。そのほかにも、吉岡南第二土地区画整理組合と連携をし、定住促進に努めたところでございます。

本年1月末現在のセントラル自動車従業員の定住状況でございますが、全体といたしまして707人が移住されておりまして、そのうち本町には230人33%の方々が住まわれております。これを地区別、居住形態別で見ますと、吉岡地区には戸建てが20人、アパートや寮に117人、杜の丘ともみじヶ丘地区には戸建てが45人、アパートに41人、落合舞野地区にはアパートに7人となっております。

このように多くの方が、当面の落ち着き先として本町、とりわけ吉岡地区内のアパートや戸建て貸家を選択されておりますことは、今後の保留地販売にも期待されるところであり、引き続き保留地の販売促進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

さて、議員から公益用地3,400平方メートルの利用計画を早急に考えるべきと思うがとのお尋ねでございますが、当該地と役場庁舎北側の用地取得に関しまして、平成20年11月28日に組合から議会に公共公益施設用地の早期取得に関する請願書が提出されまして、12月19日に産業建設常任委員会に審議が付託され、平成21年3月19日に産業建設常任委員長より街区番号65—5、面積、先ほどの場所でございますが、つきましては保育所用地としての位置づけられているが、現時点で保育所用地もしくは公共施設用地として利用する計画はなく、早期に取得することは難しいものとする。よって、街区番号65—5の土地を除いた一部採択とするとの報告がござい

まして、委員長報告のとおり議会におきまして一部採択となった経過がございます。

また、現時点におきましても、町が用地を取得し施設整備をする計画は持ち合わせていないところでもございます。なお、吉岡南第二地区につきましては、今後も中心市街地を形成していく中で、大きな役割を果たす地域でありますことから保留地の一層の販売促進を図るため、このたび用途地域と地区計画の一部について、より幅広い土地利用が可能となるよう見直しを行って、本議会に議案提出を行っているところでございますので、よろしく願いをいたします。

議長 （大須賀 啓君）  
松川利充君。

2 番 （松川利充君）

議長、この土地の問題について議論するには、ちょっと区画整理事業あるいはそのさかのぼった仙台北部工業団地等の経緯をちょっとお話ししたいのですが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、お許しをいただきましたので、ちょっと長くなりますけれども、お話をさせていただきたいと思えます。

仙台北部工業団地は、東北自動車道沿いに工業団地をつくり、工業都市を形成する昭和50年策定の、仙台北部中核都市構想の一環として、昭和59年に着工整備され、好調な販売となったのを受けて第二工業団地が計画され、平成9年に着工して今日に至っております。二つの団地の工業用地面積は、約350ヘクタール以上の東北有数の規模を誇っております。

特に、仙台北部工業団地の実現には当時の関係市町村及び議会、県議会、県選出国會議員が一丸となって国に陳情して実現したのであります。大和町が中心となる役割を果たして実現したのもであります。

工業団地は、さらに通商産業省によって仙台市を母都市とし、高度技術集積都市を実現するため、産学住が一体となったまちづくりを促進し、研究開発施設など各種の産業基盤の事業整備の推進を通じて、地域社会の振興と向上を目指し、仙台北部中核テクノポリス構想が昭和60年に策定され、その構想の一部に位置づけ直され、産業系と居住系の地域整備を図る方向

で進んでまいりました。このことによって、吉岡の土地区画整理事業は、仙台北部工業団地に誘致された企業の従業員の居住地として位置づけられ計画されたものでございます。

吉岡第二土地区画整理組合は、平成6年から多くの準備委員会や総会を経て、平成13年11月に宮城県知事から組合設立の認可が公告されました。このような大規模の開発は、国・県・町が一体となって進めなければ実現できるものではありません。当然のことながら、町も指導的役割を果たしてかかわってきたのであります。

都市計画法第12条では、都市区画整理法による土地区画整理事業をさだめておりまして、第2条の定義にはこの法律によって土地区画整理事業とは、土地区画区域内の土地について公共施設の整備、改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定める公共施設の新設または変更に関する事業をいうと定義されております。それによって、第14条では、都道府県知事に対して、土地区画整理組合設立の認可を申請するとき及び設立された組合が事業計画を定めて都道府県知事に申請するときは、施行地となるべき市町村長を経由しなければならないとあり、その認可をもって都市計画法第59条第4項に規定する認可をみなすとなっております。

さらには、事業計画を2週間公衆の縦覧に供するよう定めております。

吉岡第二土地区画整理事業においては、その縦覧による意見書の提出はなかったのであります。このことにより、平成13年11月に宮城県知事から組合設立の認可が公告され、縦覧された時点から、事業計画の中に公益用地として明記されていることがこれまで長年にわたって公にされて、町民の方々を初め保留地をお買い求めいただいた方々や、組合員などに広く知れているところであります。このことは、公にこの事業を明らかにして発表したと、こういうことであります。

以上のように、この土地区画整理事業は、将来を見据えたまちづくり計画にのっとった事業であること、また通商産業省、現在は経済産業省と言っていますが、建設省、今は国土交通省と言っています。あるいは農林水産省などの国や県、町が深くかかわって事業を推進してきたのであります。県や国や町が関与しなければ、区画整理事業の中の公共施設としての道路、公園、広場、河川、その他の公共の用に供する施設や、公共公益施設の計画を策定することはできないと考えるものであります。

以上、事業の経過について申し上げましたが、このことについて、町長はどのようにお考えか伺いたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）  
事業の経過につきましては、今、議員がお話のとおり、そういった中で事業が進んできたと思っております。

議長 （大須賀 啓君）  
松川利充君。

2 番 （松川利充君）

それでは、次に町長の答弁の中で、議会に提出された請願についての文言が入っておりましたので、ちょっとそれについて質問させていただきたいと思います。

この土地の請願には、吉岡第二土地区画整理組合からの公益用地の早期取得に関する請願書、これは平成20年11月28日付で大須賀議長あてに提出され、平成20年12月19日、産業建設常任委員会に付託されました。私も紹介議員の一人で行きました。平成21年3月19日の3月定例会で、委員長が報告があつて、一部採択になりました。この請願の内容は、土地区画整理事業内の土地利用で、公共公益施設用地として位置づけられている街区番号65の5で、面積3,400.6平方メートル、これが今回私が取り上げた土地でございます。もう1カ所は街区91の1の2で、面積7,272.53平方メートル。これはこの役場の北側にある土地でございます。これが採択されたものでございますが、この土地を早急に取得願いたい。そして、事業の最終年度、当時は最終年度は20年で行きましたので、20年12月を目途に取得くださいますよう関係者連名の上、慎んで請願いたしますという内容でございます。

産業建設常任委員会では、何回にもわたり会議を開いて関係者から意見を聞いたり、現地の調査を行ったり、慎重に審査されてまいりました。私



は産業建設常任委員長より報告された、委員会意見書の内容が非常に重要であると、このように考えております。

では、今回の質問の土地に関して、委員会の意見は次のようになっております。

街区65の5、面積3,400.6平方メートルについては、保育所用地として位置づけられているが、現時点で保育所用地もしくはその他公共用地として利用する計画はなく、早期に取得することは難しいものとする。また、取得時期に関しては請願された平成20年12月目途は不可能であり、組合事業期間内での取得をすべきものとする。よって、街区番号65の5を土地を除いた一部採択をすると、このような内容でございます。

この委員会の意見書には重要な点が二つございます。

一つ目は、保育所用地として位置づけられているという点にあります。もう一つは、取得時期に関しては、請願された20年12月目途は不可能であり、これからなんです、組合事業期間内での取得をすべきものとする。つまり、事業期間内に取得をした方がいいという考え方です。請願を審査する期間が余りにも短かったために、議会で一部採択された日付は、平成21年3月19日だったのです。請願書に記載されている平成20年12月目途というのは、もう過ぎ去っておりますから、委員会が不可能であるというふうになったのは、これは当然のことであると思います。そのことによって、不採択になったのであり、その結果は、やはり組合事業期間内での取得をすべきものとするという意見が私は委員会の総意であると、このように考えております。

町長の答弁は、用地を取得し施設整備をする計画は持ち合わせていないということではありますが、やはり議会の意見が産業建設委員会で審議された内容がこのような結果になっているということを踏まえて、今後どのようにしていくか、その議会の意見方向についてどのようにお考えか、町長の所見を伺いたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議会の意見はそのとおりでございます。意見につきましては、真摯に受けとめなければいけないと思います。しかしながら、土地等の取得等につきましては、この役場のときにもそうございましたけれども、やはり必要である土地、町として活用できる土地、そういったものを取得しなければいけないと思っております。したがって、目的なしに土地を取得するか、そういうことではいけないと思っております。議会の意見は十分真摯に受けとめております。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

2 番 （松川利充君）

この区画整理事業が、さきに申し上げたような経緯をたどって、そして事業が展開され、今、進んでおるわけでございます。それには長い時間をかけて関係機関が協議を重ね、多くの町民の方々や地権者の協力によって進めてきた大事業であります。町長の今の答弁は、目的のないものは購入できないということでございますが、しかしながら、このような大事業を完成させることが非常に大切であり、今後、あるいは今でもこの土地を保留地を購入してくださる方々、今後住む方、あらゆる方々の福祉向上のために、何をここに必要なのか、公益性、地域性あるいはバランス、公平性、利便性など、そういったことを総合的に考えて、利用計画を早急に立てるべきであると思っております。そうでなかったら、平成6年から計画が始まって、現在平成13年に始まったのです。10年たっているのです。そうしますと、その10年間必要性がないから計画、新たな土地利用計画を策定しないというのはいかがなものかと、私は思うのです。私は、やはり町が率先して計画を立てまして、そして残った土地の利用計画を広くPRして、そして保留地の販売促進に協力すべきだと、このように思っております。町長、いかがでございますか。その件について。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事業の大切さは十分認識しております。

ご承知のとおり、南区画整理以外にも区画整理組合やっております。そういった中で、それぞれの組合の皆様方がいろいろ工夫をされ、ご苦労を重ね、そして早く組合を解散させる、いわゆる保留地の整理と言いますか、という形で努力をされております。町でできること、そういったものにつきましては、すべてではございませんが、すべてということにはいきませんが、協力をさせていただきながら、そういった方向性を探してきております。

土地の利用ということについてでございますけれども、それは町の利用の方法もあるのでしょうか、例えば公共施設に限らず、そういった施設が必要というか民間でもあればそういう方法もあるのだと思います。今、現在まちづくりの中で無理やりそこを買い取ってやるというものではなくて、全体の町の中の施設なり、そういったものを考えていく中で進めていかなければいけないと考えます。組合を考えればということでしょうけれども、そういった部分についてなかなかお手伝いできないと言いますか、すぐできない部分については、保留地処分の協力体制を取ったり、そういった形でのご協力をしているわけでございますから、一緒になってそういった保留地の処分、そういったことを進めながら、早く解決できるようにやっていきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

2 番 （松川利充君）

組合は、事業年度、平成20年度から25年3月まで延長をしました。これから2年間その期間をあるわけでございますが、私も先ほど申しましたように、できるだけなら延長しないで、そしてこの組合の事業を完成させることが最もよいのではないかと、このように思っています。特に、今年度はセントラル自動車関係者が約600名ほど移ってこられるということでありますので、やはりこの好機を逃さないで、これらの方々の住民福祉をどのようにすればいいのかということ踏まえながら、新たに早急に事業計

画を検討すべきではないかと、そういう時期にきていると、私は思います。保留地そのものが、現在販売が57.6%ということでございますので、今後の行方を見なくてはならないのですが、しかしながら、使い道がまだ決まっていないからということではなくて、やはりもともと10年以上も経過しているわけですから、やはりこれらについてもきちんとした長期計画を立てて、そしておくことが、やはり組合にとっても、あるいは買う方にとっても、やはり区画整理事業の吉岡としてのイメージも変わりますし、やはりPR効果もありますし、町の意欲、そういったことも十分に伝わっていくのではないかと私は思います。区画整理事業が最終段階になって、公益用地を用途を決めましたということではなくて、やはり早目にそれを実行することによって、より効果が生まれると思います。

長い期間をかけますと、これは経費が非常に増大してまいりますので、いろいろ困難な問題が発生してまいりますので、やはりそれを早期に完了させることを私は望みたいと思います。町長、いかがでございますか。それについて。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

組合を早期に完了させるというか、それはそのとおりだと思います。できるだけ早く完了して、そして解散をするということ、これはどの組合のことでも思いは同じだと思っております。

また、セントラルとかそういった方々が来るということ、これはある面では特需になっております。これは予想されなかったことが今来ているわけでございますから、そういった方々を呼び込むということも大切だと思っております。

その公共公益用地、公共の予定地と言うのですか、そこについて予定がなくても抑えておく、買えというお話でございますが、それはまた違うと私は思います。それとは。それよりも、皆さんの保留地をもっと積極的に売り出すとか、そういった営業活動を強調して、そして保留地を早く販売すると。公益用地だけのせいではなくて、保留地を売るということが一番

大切なのだというふうに思っておりますので、そのご協力をさせていただきたいと思っておりますし、何回も繰り返しますけれども、町で土地を取得をするに当たりますとは、やはりそれなりの目的がきちっとないと、住民の皆様方、組合の皆様方は別でしょうけれども、住民の皆様方のご理解をいただくのは、なかなか難しいのではないかと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
松川利充君。

2 番 （松川利充君）

今度、このたび用途地域と地域 の一部について見直しを行ったこと、これは私、大変高く評価しております、その効果を非常に期待しております。と同時に、再度申し上げますけれども、平成13年に計画を発表して、この公共公益用地がきちんと明示されてきたものが、いまだに使い道が、10年も過ぎたのに使い道が決定してないというのは、私はやはり遅過ぎると思います。これは早目に公共的用地でございますので、町の長期計画に沿って、やはり着々と進めていくものでなければならないと思います。そうでなかったら、公共的機関がそれを率先してやらなかったら、果たして住民の方々は、これを公表したのですから、ここの公益用地、だれでもわかっているわけです。その発表し、いわゆる公表したということがありますので、これはやはりその公益用地をきちんと利用を定めて、それが実現するようにしていかなければならないのだと、私は考えます。

当面、そういった計画がないにしても、やはりいずれ計画を定めて、実現するというような方法と言いますか、そういったことも必要ではないかと私は思いますが、町長、いかがでございますか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

区画整理の中の計画でございますので、いろいろ予定はあっての中だというふうに思っています。

現段階で具体的な計画はないということですので、今、これ以上のことは申し上げられません。今の段階では、そういうことだということをご理解いただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）  
松川利充君。

2 番 （松川利充君）

それでは、質問はもうそろそろ終わりにいたしますけれども、再三繰り返しますが、計画を立てた段階から10年を経過しているのに、いまだにこの使い道がはっきりしないというのは、非常に町民に対して公共公益用地として長く明示されてきたのを、やはりここに住まわれる町民のために、福祉のために新たな使い道をきちんと設定して、早目にこれを取得して実行することが大切であると、このように思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で、松川利充君の一般質問を終わります。  
1 番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

では、私は町長によります施政方針演説に関しまして、質問をさせていただきます。

施政方針の中では6ページ、それから8ページに関連するものでございます。

その中で、「活力に満ちたまち・みやぎの中核都市・大和」第4次総合計画に向けた町民に希望が持てる町政が期待されるということです。それで、施政方針の中では、東京エレクトロン、それからソマテック、スズデン等の企業の進出が報告されているところでございます。それに関しまして、あと、これは6ページでございますけれども、町民法人税について、3,700万円前年よりも増額というような予算にしましたということですが、その内訳について、それから地元、この間の企業、ちょっと

主語が若干足りないのですけれども、この間の企業の進出企業における地元採用はどのようになっているかということで、お尋ねをいたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、初めに町民法人税が3,700万円増というふうに申し上げました。この内訳ということでございますけれども、ご承知のとおり、法人町民税につきましては均等割と法人税割がございます。この二つから構成されておりまして、均等割につきましては資本金等の額とまた従業員の数によって税率が定められております。法人税割は、法人税額の課税標準として算出されます。また、法人町民税と申告納税方式でございますので、申告書が提出されまして初めて税額が確定するものでございますので、事前に個別の企業ごとに積み上げをして算出はできないものでございます。そのため、法人町民税の当初予算を算出するに当たりましては、前年度決算額、トータルですね、決算額や現年度の収入実績、景気の先行き状況等考慮しまして、全体的に比較して算出しているところでございます。

特に、法人税割は景気に左右されるものでございますので、リーマンショックに伴う景気後退から平成21年度の法人町民税割は前年度比45%と大幅に減少したところでございます。しかし一方、平成22年度の法人町民税につきましては、景気が持ち直してきたことから、当初予算額を上回ることが確実となって3月の補正予算で増額補正をいたしております。

このようなことから、平成23年度法人町民税の当初予算の算出におきましては、景気の持ち直し傾向が継続しておること、また進出企業の操業開始が予定されていることなどから、平成22年度の当初予算より増額することが見込まれますので、全体的に比較いたしまして均等割で約600万円、法人税割で約3,100万円増の1億6,700万円を計上をいたしたというところでございます。

また、地元採用の件でございますが、セントラル自動車株式会社に伺っ

ておりますが、平成19年度以降、平成19年11月以降正社員の累計は宮城県内の人が234名、うち大和町の人が28名、12%ですが、とのことでございます。また、必ずしも正社員のための雇用とはなっておりませんが、期間工の方でも正社員の道は開かれると、このようにも聞いております。

ちなみに、ハローワーク大和におけます平成23年1月の有効求人倍率につきましては0.50でございますが、前年同月0.37から比べますと0.13ではございますが、増加をしております。本年4月以降の増産体制の中で、また新たな雇用が生じる、そういった求人がふえればと期待しておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

個々のそういうのはできない、そうだろうなと思いながらちょっと聞かせていただいたところでございます。と申しますのは、実は、私、今議会におきまして企業立地及び早期奨励を促進する条例ですか、それを廃止されました。私が議員になってすぐのときでございましたけれども、企業立地促進に関する条例ですか、それについて改定をして、それで町の負担額をその当時9億6,000万円ですか、それが3億4,000万円に縮小されるということの説明をいただいたところでございます。要するに、そうは言っても3年前の資料で申しわけないのですけれども、その中には例えば今年度で申しますと、これ試算ですのでこれが何だかんだということではございますけれども、今年度で言いますと減免の影響が3億2,000万円、それから奨励金が4億2,000万円、税収が5億というような、そういうその当時の予想というのですか、そういったものが試算されているところでございます。実際に、では要するに施政方針の中でございますけれども、先ほども申しましたように施政方針の中でエレクトロン、それからソマテック、スステン等の進出が予定されているということの中で、実際にはその町はどういうふうな、現時点ではそういう意味では固定資産税の減免、それから奨励金という形で、いわばマイナスと言ったら言い過ぎなのですけれども、そういう状況の中でこれからそういうことでは進出企業の



影響というのですか、そういったものがだんだん出てくるのだろうと、そういう予想なわけなのですけれども、では、今現在どういうふうな時点まで来ているのかというのが、本来施政方針の中にもあってしかるべきではないかというふうに思って、今回質問をさせていただきました。ですので、確かにどうって言うのですか、個々の企業ということではないのですけれども、そういったものが必要ではないのかということが1点。

それからもう一つ、セントラル自動車に言うと、逆に言うと、お隣でございますので、今申し上げた立地奨励金、それから早期の関係にする企業ではございません。そういうことで、聞き方もあるのかもしれませんが、大和町に立地されている企業でどのように地元採用がされたかということ、もしわかれば教えていただければと思います。それですので、大和町に、要するに立地奨励金、早期奨励金の関係というのですか、そういった関係の企業でどのようなのかということと、ちょっと繰り返になりますけれども、施政方針の中でやはりそういう吟味が必要ではないか、そのことについてお尋ねいたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

企業が進出したことによる、企業進出が決定したころの考えと言いますか予測と、現在どうなっているのかということなのでしょうか。

企業が進出される段階では、これほどのと言いますか、進出に当たっての土地の取得等につきましては明確ではございますが、出資とかその規模、工場とかそういったものに対する、等につきましては一応計画、そういった考え方で聞かされておるところでございまして、そのもので我々判断をしているということでございます。ご承知のとおり、その後リーマンショックなりそういったことがありまして、世の中の動きが大きく変わっております。そういった中で、それぞれの業種の企業体によりまして景気の回復の早いところ、もしくは少しおくられているところ、そういったところもございまして、またそういった中でも先行して進出を決断される所、いろいろさまざまでございます。今、いろいろ進出していただいております。

すけれども、そういった部分におきましては、何て言いますか、そろっていないと言いますか、それぞれの企業は進出されてきておるところでございすけれども、まだまだ当初の予定までにそろっている状況ではないということでございすので、なかなか現在の税収等につきまして、具体的に、明確に出せないという部分はあるわけございまして、その辺で今回の施政方針の中ではああいった表現になっておるところでございす。

企業につきましても、まだ年度途中でスタートしたり、決算が終わってなかったり、いろいろあるわけございすので、出そろおうと言いますか、そろうまでには少々時間はかかるのかなと思っておるところでございす。

また、従業員について、すみません、従業員につきまして、失礼しました。従業員数につきましては、予定の人員につきましてはこのプライムアースEVで520人とかあるわけございすけれども、これにつきましてもまだ採用途中でございすので、そういった意味では途中経過という形になろうかと思ひます。

採用につきましては、プライムアースは235名とか、ニューテックについては3名、東磐運輸8名、そういった中でございまして、まだ東磐運輸などはこの間竣工式終わったばかりですので、スタートして間もないというところですので、なかなか予定どおりの人員までいってますかというご質問になれば、まだそこまではなっておりませんとお答えをせざるを得ない状況にあります。もう少し時間をいただいて、操業が順調にと言ひますか、動くようになってくればもう少し詳しいお話ができるかもしれませんが、現段階ではまだそういう企業につきまして、具体的に、大きいところは別なのでございすけれども、まだこのぐらいですと明確に言えない状況にあるところございす。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

もちろん私も3年前と違うじゃないかとかというそういうことではなくて、現在の、今現在と言うのですか、吟味と言うのですか、そこら辺がや

はりこの会社が来ますというのは、もちろんそれはそれと言うのですが、そういう中で、町政、具体的に言えば財政的にどうなのだという、そこまで言っちゃうと夢もなくなってしまうのですけれども、そういうこと、それから地元、もちろん相模原の方から例えばこちらの方に転入されてくる方も大事でございますし、それと同時にやはり地元からの雇用というのがやはり大事ではないかなということで、お尋ねをいたしました。ちなみにでございますけれども、そうは言いながらセントラル自動車の話になってしまうのですけれども、セントラル自動車の中で、私どもで抑えているのでは、10年度という言い方になりますけれども、252人を採用されて、その中で県内から採用されている方は正規の雇用で大卒が4人、高卒が10人、中途採用が3人ということで17人、あと期間工の方が107人ということで、そのほかに128人の方が派遣社員ということでございます。派遣社員の方については、県内というくりはできないということで、県内かどうかとちょっとわからないというようなことでもございました。それと同時に、今度のこれ高校の方の話ですけれども、春の採用については一桁というようなことを私どもの方ではお聞きしております。これはセントラル自動車でございますが、ということで、もっともっとというのですか、そういうことでの各企業への働きかけというのは、先ほど町長も申しましたけれども、やはり地元、今回は雇用の問題とそれと税金の方の問題ということでございますけれども、やはり引き続き働きかけと言うのですか、そういったことが必要ではないかと思うところでございます。それで、申しわけございません。戻って申しわけないのですけれども、プライムアースのその255人かな、235人、自分で書いてあれだな、については県内ということでよろしいのでしょうか。そこだけ確認させてください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
全体的な財政ということでございましたので、お話させていただきますが、施政方針にも入れておきましたけれども、中期予測と言いますか、立てて今やっているという話をしたところでございます。それで、24年度、

再来年度になりますか、24年度です、につきまして厳しい状況になるということ、これは施政方針にもうたっておると思いますので、よろしく願いします。

それから、プライムアースにつきましては県内ということで、すみません、ちょっと課長から。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

ちょっとプライムアースの関係でご説明させていただきたいと思いますが、けれども。

プライムアース、今現在3ラインということで、昨年9月に第1ライン、第2ライン、第3ラインということで、第1ラインのときに364人だったのですが、現在520名ということになっております。このパーセントは詳しくわからないのですが、大半がもうほとんどが県内の方と聞いておりますので、9割以上県内の方ということでご理解を願えればと思います。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

わかりました。とにかく、とにかくということはあれですね、進出された企業にはぜひ地元のためにも、もちろん企業として発展すると同時に、地元にもさまざまな形での発展のために踏ん張ってもらうというのですか、そういったことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

以上で、藤巻博史君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後1時56分 休憩

午後2時06分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

16番桜井辰太郎君。

16番 (桜井辰太郎君)

それでは、23年度議事運営に当たり、町長の施政方針の中から私は学力について質問をいたすものであります。

本町の学力向上の施策については、昨年9月にも代表質疑の中で取り上げさせていただきました。

今までも何度か同僚議員も取り上げ、そして何度か町長答弁を求めたことがございましたが、どうしても教育長にふられてしまう、そういう形にもなっておりました。

でも、ことしの施政方針のあいさつの中で教育に関する町長の施策があり、その文言がありました。早速町長の胸中をうかがわせていただく議長に申し出たところ、議長からお許しがございましたので質問をいたすものでございます。

学力調査については、OECD加盟の生徒の学習到達度、この調査、日本もちろん参加し、そして読解力、あるいは数学の正答率なども調査いたしました。どの点についても低下であったこと、そのことが非常に問題になりました。トップクラスであった日本の成績が、どうして低下してしまっているのかということは、国民の危機感が感じたわけであり、ですから、これらのことにかんがみまして、平成19年度に全国学力調査をいたしたところであり、22年度、今回で4年になりますが、児童生徒の学習意欲、そして学習環境並びに生活習慣の状況についても質問調査をあわせて実施されております。これらの分析結果も、学力向上の視点から検討いたしました。学力向上の基礎となる生徒指導に必要な視点も強く町長は指摘したものと、今回の施政方針の中で感じられました。

それでは、それらのことを述べながら、私の私見を入れながら質問に入ります。

生活習慣と学力向上についてであります。平成19年度から4回の調査では、国語・算数ABでは、毎日朝ごはんを食べる児童生徒の方が正答率が高い傾向にある報告も受けております。また、就寝時刻と学力の関係については、就寝が早い児童生徒の方が必ずしも学力が高いとは言えないようではありますが、起床時間と就寝時間の関係なども正答率にもしかしたら関係があるのかなというふうに、私なりに感じております。

本町でも、これらの調査結果から、「早寝・早起き・朝ごはん」というスローガンを打ち立て、指導に取り組んでおりますが、ただ単に早く寝る、早く起きるということではなくして、児童生徒に規則正しい生活を定着させなければならないという方向で頑張っておられるようであります。もちろんそのとおりだと思います。生活リズムが整わないことは、学習習慣が失われ、学習意欲の低下につながることは必須でもあります。つまり、規則正しい生活を定着させなければ学力向上に結びつかないということになります。したがって、学校は規則正しい生活習慣を確立する必要があります。

今回、家庭学習の手引きを活用し、さらに啓発するとともに、児童生徒の生活習慣の確立に積極的に気配りしていく報告も、同僚議員の質問の答弁の中で教育長からございました。児童生徒や保護者に対して、生活習慣と学力との関係を示すデータなどを積極的に発信すべきであります。

本年度は家庭学習ノートを配布し、学力向上に活用する計画ですが、私はこの児童生徒の学習活動のことも大切でありますので、あわせて習慣カードを新しく検討しながら生徒指導の日常生活を把握し、生活や健康を見直す習慣をつけていくということでは、日常の生活習慣カードなどもこれから検討の一つに値するのかなと感じております。

もちろん毎日担任の先生が児童生徒1人1人の様子を確認し、そして教鞭をとっておるわけでありまして。22年度の規範意識については、小中学校とも「人に役に立つ人間になりたい」という思う生徒が多いようではありますが、学校のきまりを守る生徒はなかなか少ないようでもあります。つまり、よい形の学習態度によい学習意欲が加わってほしいということは、私は常に望んでいることでもございます。これらのことも指導研究として、

これから重要なことだと思っております。

また、なぜ勉強するのか、なぜこの科目を学ばなければいけないのか、あるいはだれかが説明や発言をしているときは、しっかりと話を聞くなど、集団で学習する上での必要なことの態度を指導することも、当然行われておりますが、このことも継続して強く指導していくべき必要であります。

また、あいさつができるクラスは学力向上に一定の効果が見られないか。現況調査を学校挙げて工夫し、取り組み、そして取り組みの様子を生徒や保護者に積極的に発信していくべきことなども重要なことではないかと感じております。

そして、個別対応、このことについては、あいさつの中から検討し、そしてあいさつのできる子供たちの学力の向上がややもすればあるのだというように発信をしていくべきことが必要でもあります。

学校全体がこれからの生徒指導はもとより、学力向上を含めた学校教育全般に、今回は町長の指導が所信の中であらわれておりますが、さらに強く町長の指導を望みます。

施政方針の中で教育に対する町長の考え方が述べられたのは、久しいことでもあります。もちろん教育の重要性は教育委員会に今までも指示し、改善を求めていた姿は、会議の中からも見えておりました。施政方針の中で学力向上については、全国学力学習状況調査とともに、本町生徒の学力調査を行い、その分析をし、取り組む指示をいたし、22年度各種調査を通じて指導上大切にすべきこととして、国語・算数・数学においては重要課題と取り上げておりました。

新学習指導要領にも、生きる力を育むことを目指した教育が求められております。このことについても馬場議員の方から質問がございました。生きる力は基礎・基本の知識の習慣であり、困難な時代を乗り切るために町民全体の共有として新たな実践が求められ、今後の目指すべき教育の姿として、義務教育終了までにすべての子供たちが自立して、社会で生きていく基礎を育てなければならないと感じております。このことについては、先生方の温かい関わり方が不可欠であります。基礎・基本的な知識をどのように習得させるのか、意欲的な学習態度をどのように養うのかなど、学力向上を図る上で、学校教育のあり方が問われております。子供が自ら学習習慣を取得する指導は、学校教育の使命として当然のことです。

それゆえに教師の悩みとするところも大きいと思います。今回の施政方針で、学力向上のための体制づくりを指示していることではありますが、具体的にどのような指導をしたのか、お伺いをするものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

学力向上対策についてのご質問にお答えをします。

新学習指導要領につきましては、小学校では23年度から、中学校では24年度から全面適用の運びとなっております。町内各小中学校におきましては、スムーズに移行できるよう、学習対策を講じ、万全の備えとしていくところでございます。

学力向上につきましては、町内児童生徒の学力を真に確かなものとするために、施政方針で取り組むべき対策について何点かを挙げ、学力向上に対する私の姿勢を町民の皆様に表示いたしたところでございます。

教育長も鶉橋議員、上田議員、馬場議員の一般質問に対しまして学力向上に向けての対策について、今までの学力学習状況調査や標準学力調査の結果を分析をし、学力向上に結びつく指導の重点を指導計画に生かしていくこと、家庭学習の時間が十分に確保されていないなどの反省から、家庭学習ノートを全児童・生徒に配布して、家庭学習の習慣化に取り組むこと、サマースクールやウィンタースクールを中学生まで拡大することなど、今後取り組むべきことについて回答をいたしているところでございます。

学力向上に向けまして、このように具体的に打ち出された対策の実効性を確保するために必要な事項について、教育長と話し合っているところでございますが、一つには先生、保護者、児童・生徒の意識を変えなければならないということであり、その対策ともう一つには組織による対応ということで、教育委員会の充実でございます。

学力向上のために教育委員会、学校、保護者、児童・生徒が一体となつての取り組みに期待するものであり、教育委員会のさらなる指導をお願いをしたところでございます。以上です。



議 長 （大須賀 啓君）

桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

学力向上対策についてのお答えの中に、23年度は小学校、24年度は中学校が全面的に適用の運びとなるということでお答えがありました。

確かにゆとり教育を進め、その10年間については、私が先ほど述べたとおりの学力低下でもありました。今までのこのゆとり教育をどのように改修していかなければならないのかということについては、本当に町長を初め教育委員会、もちろん父兄の方々の大きな協力がなければならないものというふうに思っております。

今回、22年度には抽出検査でありました。でも抽出校に該当しない学年、学校については希望校でありますから全員試験をし、そして学力向上検討委員会の中で答案を整理し、そして対策を講じていくというふうにございました。このことについては、具体的なことになってしまうわけでありませけれども、それぞれの学校から検討委員が集まり、そして調査するわけありますから、中学校においては教科担当の先生の力やあるいは小学校の学年の先生の力というのが、すぐ分かってしまうことでもあり、もっと大切なことはそれぞれの指導力があらわれてくるわけありますけれども、これらの結果というのは個別の指導の大きな指導の宝の山だというふうに私は感じております。ですから、それらのことが本当に教育委員会や学力向上検討委員会の中で十分議論されて、そして新たな23年度の教育に使われていく必要があると私は感じるわけあります、町長の今回の抽出検査に参加した、あるいは学力向上検討委員会のあり方について、どう感じられるかお伺いを。なかなか施政方針の中でのことであり、具体的な質問については難しい部分もあるかと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどありました、ゆとり教育が変わってきて、学力が低下。これは国

の考え方でスタートしたところでございまして、一番被害者は子供たちだと思っております。学力が低下したといったときの、そこにいた子供たちの立場はどうなるのだと私は思っております。これは国の施策になりますけれども、そういったことを考えますと、子供たちに対する教育というのは、ここがだめだから、あそこがだめだからということはもちろんあるのだと思いますが、ころころかえていいのかというふうに思います。

以前は詰め込みでだめだというのでゆとりというふうにやったと思っておりますが、その結果がやはりだめで、またもとに戻すというやり方。それは制度的にはそういうことがあるのでしようけれども、子供は待っておりません。その都度その場にいる子供というのは決まっておるのです。ですから、この辺は国の方にしっかりやらしてもらわなければいけないという考え方を基本的に持っております。教育長にもお話しておりますが、子供は待っておりませんということです。

学校の学力向上検討委員会につきましては、専門的なことであろうと思っておりますので、これは教育委員会、学校の方にお任せをしますが、先ほど馬場議員からお話ありましたとおり、全体で見る検討委員会と学校ごとに見る検討委員会、そういうこともあるのだなと思いました。やはり大和町の場合も、中学校も2校、小学校5校という中でございまして、それぞれに全部が一緒ではないだろうということもありますので、そういったやり方、これはあくまで私見でございましてけれども、そういった見方、考え方もあって、なるほどそういう方もあるのだなと思っているところでございます。

今、大和町でやっていただいている検討委員会につきましても十分内容を精査、皆さんが一生懸命検討されて、国語・算数・数学ですか、そういったものに力を入れる等々の議論がなされておりますので、その辺は今後大和町の検討委員会の期待をしたいと思っておりますし、またその成果、少し待ってくれという成果ではなくて、即の成果、そうしないと子供は先ほども言ったように待っていないとこでございまして、そういったことを即効性のあると言ったらあれですが、少し時間を持って少しずつ変えていくということでは、これはなかなか子供たちにとって決していいことではないのではないかと、個人的な考えがございまして。したがって、先ほども申しましたけれども、教育委員会の充実ということでございまして、大和町、いろいろ学校何校があるわけで、それぞれの学校、特徴ある学校運

営をしてもらっておりますけれども、やはり大和町教育委員会としての一つの示しといたしますか、大和町の教育委員会はこれなのだというものを示すということも大切ではないかというような話も、教育長とはしておるところでございます。

議長 （大須賀 啓君）

桜井辰太郎君。

16番 （桜井辰太郎君）

町長の教育に対する危機感というものについて、お聞きいたしました。本当に危機感ということについての考え方から指導を強く求めるという意思に、私は感じたわけであります。特に、今回家庭学習ノートを配布し、そしてこれらの使い方について検討、そして実施していくわけでありますが、確かに家庭学習についてはたくさんためてからやるというふうな習慣ではなくして、毎日少しずつでも継続して家庭学習をしていくということの大切さ、このことが定着していけば素晴らしい学力向上、今まで全国や県の標準よりも1ポイントあたり上がるような、そういうことに私は成果としてあらわれるのかなと感じております。

今回、馬場議員も話しておりましたが、大和中学校だよりの中で、23年度の授業計画として、24年度から中学校が実施される学習指導要領の完全実施を前に、帰りの会が終了した後に、全学級で補充学習の時間を設置しますという中学校だよりの中に表示されておりました。まさしくこのことがそれぞれの学校の校長、あるいは職員室の共通理解の中での経営のあり方をあらわし、そして父兄あるいは社会から求められる、あるいはこれが大和町の学校教育の一つの形であるというふうな考え方にも思われる授業方向を23年度から進めていくようでありますが、このことについても、私は非常に今までの蓄積の指導の中からの形だと思っております。

ですから、このことについては、十分、町長、教育長、学校の先生、父兄、それらの方々がお互い力を出し合って、そしてかたい絆の中で、新しい授業が進められていくということが、私は大切だと思っております。このような授業について、町長はどうお感じなのか、町長のお考えをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず家庭学習ノートでございますが、新年度から全生徒にノートを配布をして、そしてうちで勉強したことをそのノートに書き、学校に持って行って先生に見てもらい、そしてまたうちに帰って、うちの家族にも見てもらいという形の中で、新年度からスタートすることになりました。このことは、私は非常に素晴らしいことだというふうに思っております。そういった提案があったときに、学校の先生がそれを全部やるのだろうか、大変な仕事があるわけでございますので、そういった部分での、こっちが勝手に心配したところでございますけれども、学校と校長先生ほか教育委員会と言いますか、やらなければいけないという強い思いがあったので、うれしく思ったところでございます。

それと同じように、先ほどありました放課後の補充、これも補講と言うのか、そういったものにつきましても、やはり積極的な取り組みという姿勢のあらわれだと思っております、大変うれしく思っております。

また、サマースクール、ウインタースクールにつきましても、この間の子供議会の方で生徒の皆さんから提案があったところでございます。検討というような答えもあったのですが、早速やりましょうということで、子供たちがそういったことに期待をしてやりたいという思いが強い、このような気持ちは大切にすべきだということで、今年度から取り組むと教育長も判断をしたところでございます。

そういった形でいろいろ積極的に、これは取り組むというのは大人だけではなくて子供も学校も先生も、そして親子さんたちにもご協力をぜひもらいながら取り組むということでございまして、このことが一番大切だと思っております。

新年度そういったことでスタートするところでございますけれども、点数的なものはさておいて、そういった気持ちの切り替えと言いますか、そういったことが、まず大事だというふうに思っておりますので、この気持ちを今後を大切にしていきたいと思っておりますし、また大いに期待もしておりますところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

ゆとり教育から新しく新学習指導要領に基づいた授業時間がふえることもあり、たくさんの課題があるかと思えます。それらの課題で教職員は迷うこともたくさんあるかと思えますが、やはりそういう迷いを解決するための指導というのは、教育委員会がやるべきことでもあり、その指導がスムーズに流れていくような今回の町長の所信表明の中の文言だと感じております。ですから、これらのことがさらに先生方、あるいは地域や父兄やそういう方々と連携を取り、学習あるいは生活の習慣化、このことが学習の向上に上がると私は感じております。

また、黒高の今回の回覧の中にもありましたが、倉光黒高の校長が赴任してから遅刻する子供や、あるいは早退する子供たちが本当に少なくなりました。あるいは髪を染めてくる子供たちも本当に少なくなり、そして学校が、今、生徒たちによって盛り上がっているというふうな校長室からのおたよりもございます。ですから、中学校がそういう形で進んでいきますと、高校もそういう形になり、社会に出て、本当にすばらしい判断力のある子供が今育っていくような、そういう私はシミュレーションができる教育にどんどん変わっていくなと思っております。これらのことも、学校の指導するプロの先生、あるいは地域や行政が支援をしていく、そのことがやはり求められる子供を育てていくための重要な課題かと思っております。

さらに、そのような学力の基盤から子供たちが夢を持って、夢を抱けるような、そういう子供たちをやはり育てていくべきことは、大人たちの大きな役目だと私は感じております。

今回の町長の施政方針の中から、私はいろいろと感じた一面を申し上げながら、町長のご意見を伺ったわけでありましたが、ぜひ教育についてさらなる努力を望みまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で、桜井辰太郎君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合及び予算特別委員会の予算審査のため、3月11日から3月17日までの7日間は本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、3月11日から3月17日までの7日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

再開は3月18日の予算特別委員会終了後といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時43分 散 会